

社会福祉

I. 障害者福祉

障害者福祉の目的は、障害者の基本的人権を尊重し、自立と社会参加を促進することである。そのために障害者が必要とする支援は、障害者本人の高齢化、障害の重度・重複化などに加えて、少子化に伴う核家族化、介護者の高齢化などによる障害者を取り巻く環境の変化によって大きく変わってくる。

市では、障害者計画及び障害福祉計画に基づき、相談支援、生活支援、社会参加や日中活動の促進、啓発活動など障害者のニーズに応じた各種の施策に取り組み、誰もが自分らしく生きがいを持ち支え合いながら安心して暮らし続けられるまちの実現を目指している。

1. 身体障害者手帳

事業名 身体障害者手帳 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	昭和 25 年度		
8 年度予算	1, 656 千円	前年度決算	851 千円
補 助 率	—	根拠法令等	身体障害者福祉法

目 的 身体障害者福祉法に基づき、障害の種類や程度を明記した身体障害者手帳を交付することにより、各種の福祉サービスを受けやすくし、より一層の福祉の充実を図る。

なお、手帳の交付を申請する場合には、都道府県知事又は指定都市・中核市の市長が指定した医師の診断書を必要とする。

平成 20 年度から中核市移行に伴い本市での手帳発行を開始している。

(1) 年度別身体障害者手帳交付状況 (各年度末現在) (単位：人)

年度		R3	R4	R5	R6	R7
区分						
視 覚 障 害	18 歳未満	3	3	2	2	3
	18 歳以上	779	761	756	774	769
	小計	782	764	758	776	772
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	18 歳未満	36	33	35	33	32
	18 歳以上	1, 164	1, 142	1, 133	1, 161	1, 194
	小計	1, 200	1, 175	1, 168	1, 194	1, 226
音声・言語・ そ じ ゃ く 機 能 障 害	18 歳未満	4	4	3	3	3
	18 歳以上	122	120	121	117	113
	小計	126	124	124	120	116
肢 体 不 自 由	18 歳未満	143	134	126	118	108
	18 歳以上	5, 901	5, 722	5, 617	5, 565	5, 418
	小計	6, 044	5, 856	5, 743	5, 683	5, 526
内 部 障 害	18 歳未満	44	39	39	38	37
	18 歳以上	3, 618	3, 620	3, 531	3, 592	3, 636
	小計	3, 662	3, 659	3, 570	3, 630	3, 673
合 計	18 歳未満	230	213	205	194	183
	18 歳以上	11, 584	11, 365	11, 158	11, 209	11, 130
	合計	11, 814	11, 578	11, 363	11, 403	11, 313

(2) 等級別身体障害者手帳交付状況 (単位：人)

区 分	視 覚 障 害	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	音 声 ・ 言 語 ・ そ じ ゃ く 機 能 障 害	肢 体 不 自 由	内 部 障 害	合 計
1 級	286	86	—	1, 050	2, 354	3, 776
2 級	261	255	7	1, 089	52	1, 664
3 級	43	122	60	865	507	1, 597
4 級	47	289	49	1, 485	760	2, 630
5 級	96	3	—	651	—	750
6 級	39	471	—	386	—	896
合 計	772	1, 226	116	5, 526	3, 673	11, 313
構成比 (%)	6. 8	10. 8	1. 0	48. 8	32. 4	100

2. 療育手帳

事業名 療育手帳 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	昭和 48 年度		
8 年度予算	—	前年度決算	—
補 助 率	—	根拠法令等	県要綱

目 的 知的障害者（児）並びにその保護者に対し、一貫した指導、相談を行うとともに、各種の福祉サービスを受けやすくするため、児童相談所又は福岡県障がい者更生相談所において知的障害者と判定された人に療育手帳を交付し、より一層の福祉の充実を図る。

(1) 年度別療育手帳交付状況 ※A 1 はAを、B 1 はBを含む (各年度末現在) (単位：人)

区分 \ 年度		R3	R4	R5	R6	R7
A 1 最 重 度	18 歳未満	93	92	95	101	105
	18 歳以上	496	532	550	540	529
	小計	589	624	645	641	634
A 2 重 度	18 歳未満	121	124	136	145	155
	18 歳以上	515	531	554	548	538
	小計	636	655	690	693	693
A 3 重度重複	18 歳未満	7	11	9	10	9
	18 歳以上	33	35	38	37	38
	小計	40	46	47	47	47
B 1 中 度	18 歳未満	139	142	149	149	140
	18 歳以上	552	576	621	635	648
	小計	691	718	770	784	788
B 2 軽 度	18 歳未満	420	422	464	509	510
	18 歳以上	375	421	473	504	540
	小計	795	843	937	1,013	1,050
合 計	18 歳未満	780	791	853	914	919
	18 歳以上	1,971	2,095	2,236	2,264	2,293
	合計	2,751	2,886	3,089	3,178	3,212

3. 精神障害者保健福祉手帳

事業名 精神障害者保健福祉手帳 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	平成 14 年度より申請・交付窓口のみ県より移管		
8 年度予算	—	前年度決算	—
補 助 率	—	根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

目 的 一定の精神障害の状態にあることを証する手段を設けることにより、各方面の協力を得て各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の自立と社会参加の促進を図る。

事業内容 申請に基づき審査を行い、一定の精神障害の状態にあると判定された者に精神障害者保健福祉手帳を交付する。ただし、審査及び手帳の発行は福岡県で行い、市では申請受付と手帳交付を行っている。

精神障害者保健福祉手帳所持者数 (各年度末現在)

(単位：人)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
1 級	214	207	198	207	202
2 級	2,765	2,865	3,121	3,192	3,402
3 級	987	1,089	1,310	1,391	1,484
合 計	3,966	4,161	4,629	4,790	5,088

4. 身体障害者相談員

事業名 身体障害者相談員 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	昭和 55 年度 (久留米市身体障害者相談員)		
8 年度予算	351 千円	前年度決算	345 千円
補 助 率	—	根拠法令等	身体障害者福祉法

目 的 身体障害者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、身体障害者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、身体障害者に関する援護思想の普及等、身体障害者の福祉の増進を図る。
(合併に伴う相談体制変更により、市相談員は平成 18 年 6 月で廃止)

事業内容 市長から委嘱された相談員 10 名を地域に配置し、身体障害者の更生援護の相談、指導の業務を行っている。(平成 20 年度より中核市移行に伴い、県より相談員委嘱権限が移譲)

また、令和元年度から毎月 3 回久留米市総合福祉会館で身体障害者相談を実施している。

実施状況

(単位：件)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
相 談 件 数	58	50	53	43	60
総合福祉会館相談件数	25	25	24	21	18
合 計	83	75	77	64	78

5. 知的障害者相談員

事業名 知的障害者相談員 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	法施行時より		
8 年度予算	196 千円	前年度決算	152 千円
補 助 率	—	根拠法令等	知的障害者福祉法

目 的 知的障害者及びその家族の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、知的障害者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、知的障害者に関する援護思想の普及等、知的障害者の福祉の増進を図る。

事業内容 市長から委嘱された相談員 7 名が、知的障害者が抱える様々な問題の相談、指導の業務を行っている。
(平成 20 年度より中核市移行に伴い、県より相談員委嘱権限が移譲)

実施状況 (単位：件)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
相 談 件 数	120	91	108	84	99

6. 障害者相談支援事業

事業名 相談支援事業 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	平成 18 年度 (10 月より)		
8 年度予算	116,437 千円	前年度決算	113,135 千円
補 助 率	国 1/2 以内、県 1/4 以内	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 在宅の障害者等に対し、地域における生活の支援を行うことにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

【委託相談支援事業 (平成 28 年 6 月以前)】

事業内容 NPO 法人久障支援運営委員会に委託し、主に以下のような支援を実施。

- ・在宅福祉サービスの利用援助
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・権利の擁護のために必要な援助
- ・専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
- ・不動産業者等に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続き支援 等
- ・社会資源を活用するための支援
- ・ピアカウンセリング

実施場所：

- ・障害者地域生活支援センター「ピアくるめ」
久留米市長門石 1-1-32 総合福祉会館 2 階
TEL (0942) 65-7599 FAX (0942) 36-5322
- ・障害者地域生活支援センター「ピアくるめみのう」(平成 22 年 10 月開所)
久留米市善導寺町飯田 202-1 耳納市民センター多目的棟 2 階
TEL (0942) 23-5500 FAX (0942) 23-5502

【久留米市障害者基幹相談支援センター運営事業（平成 28 年 7 月以降）】

事業内容 基幹相談支援センターは、地域における障害者の相談支援の拠点として、あらゆる障害に対する総合的な相談業務や、相談支援事業所に対する指導、助言等の業務を実施する機関。

近年の障害者福祉の法制度の改正に対応し、その更なる充実・強化を図るため、市内の社会福祉法人、医療法人、NPO法人に委託し、平成 28 年 7 月から市内 4 ヶ所に同センターを設置した。

委託相談支援（障害当事者・家族等を対象）	基幹相談支援（事業者を対象）
1 総合的・専門的な相談支援 ①各種相談受付・聞き取り・課題整理 ②福祉サービスの利用援助情報提供、窓口同行等 ③社会資源を活用するための支援 （各種支援施策に関する助言・指導等） ④社会生活力を高めるための支援 （金銭面の相談等） ⑤専門機関の紹介等 2 権利擁護・虐待の防止 ①成年後見制度利用支援事業への支援・相談対応 ②虐待防止に関する相談支援・相談対応 ③差別解消に関する相談支援・相談対応 3 その他 ①当事者の方への支援（情報提供、研修等） ②住宅入居等支援事業	1 指定相談支援事業者等に対する指導、助言 ①指定相談支援事業所の相談員のバックアップ、スーパーバイズ ②複雑・困難な相談ケースへの支援 ③学習会・研修会等の企画・運営 2 サービス等利用計画等作成の推進 ①指定相談支援事業所（相談支援専門員）への支援 （助言、会議等の同席、同行等） ②サービス等利用計画等の検証・助言 3 地域移行・地域定着の促進の取組 ①精神科病院や障害者支援施設との連携等 4 地域づくりへの取組 ①社会資源の情報収集・共有化等 5 地域生活支援協議会運営（事務局） ①協議会（全体会・専門部会）の事務局 ②基幹相談支援センター運営委員会・連携会議の事務局 ③相談ネット・ネットワーク連絡会の事務局 6 重層的支援体制整備事業への参加 ①地域住民の包括的な相談対応 ②困難事例における他機関連携、相談支援機関への繋ぎ ③重層的支援会議及び支援会議への参加、個別支援計画等の妥当性・方向性の協議、解決に向けた取り組み 7 その他 ①地域の相談機関（民生委員等）との連携強化の取組 ②学校や企業等との情報交換、助言

実施場所等

	受託法人名	設置場所	連絡先	主な担当区域（小学校区）
東部 障害者基幹 センター	社会福祉法人 ゆうかり学園	田主丸町中尾 1274 番地 2	電話：0943-73-0045 FAX：0943-73-0046	船越・水分・柴刈・川会・ 竹野・水縄・田主丸・山川・ 山本・草野・大橋・善導寺
西部 障害者基幹 センター	社会福祉法人 拓く	安武町武島 468 番地 2	電話：0942-27-2038 FAX：0942-27-2058	城島・下田・青木・江上・ 浮島・犬塚・三潨・西牟田・ 荒木・安武・大善寺
南部 障害者基幹 センター	医療法人 コミュノテ風と虹	藤山町 1764 番地 4	電話：0942-51-8555 FAX：0942-22-2275	南・津福・上津・青峰・ 高良内
北部 障害者基幹 センター	NPO法人 久障支援運営委員会	長門石 1 丁目 1 番 32 号 総合福祉会館 2 階	電話：0942-65-7855 FAX：0942-65-7844	西国分・東国分・荘島・日吉・ 篠山・南薫・長門石・京町・ 鳥飼・金丸・御井・合川・ 小森野・宮ノ陣・北野・弓削・ 大城・金島

開所日・時間

月～金 8 時 30 分～17 時 15 分（祝日・年末年始は休み）

相談件数

(単位：件)

	実施 場所	総数	相 談 内 容												
			福祉サービス の利用等	障害や病 状の理解	健康・ 医療	不安の解 消・情緒 の安定	保育・ 教育	家族関係・ 人間関係	家計・ 経済	生活 技術	就労	社会参加・ 余暇活動	権利擁護 (虐待や成 年後見)	住宅	その他
R3 年度	東 部	1,028	366	3	55	303	28	56	23	43	88	9	36	6	12
	西 部	810	276	25	57	258	40	38	64	3	8	10	10	4	17
	南 部	1,854	550	221	139	373	55	131	115	67	127	36	16	17	7
	北 部	3,953	1,539	27	318	1,007	58	215	280	312	114	20	9	49	5
R4 年度	東 部	1,687	659	23	147	346	62	163	72	54	111	10	2	16	22
	西 部	1,210	448	32	56	421	19	43	107	10	15	5	22	31	1
	南 部	2,546	1,067	85	173	691	39	87	119	100	98	49	13	11	14
	北 部	4,416	1,898	39	479	850	94	260	438	192	106	27	4	9	20
R5 年度	東 部	2,398	670	18	142	918	24	256	75	45	168	39	13	1	29
	西 部	1,738	730	52	57	354	24	103	114	6	47	11	23	215	2
	南 部	2,568	1,054	62	140	688	17	91	134	119	107	70	8	37	41
	北 部	4,951	2,364	73	398	1,001	97	278	375	118	92	50	27	60	18
R6 年度	東 部	2,253	755	19	152	718	38	156	79	20	179	21	21	77	18
	西 部	2,139	1,148	51	67	211	36	151	100	13	44	4	32	273	9
	南 部	3,275	1,090	70	130	1,079	65	119	115	143	199	34	24	144	63
	北 部	5,103	2,345	50	379	1,152	120	374	297	150	154	64	10	0	8
R7 年度	東 部	2,077	730	23	125	687	32	206	110	16	86	26	13	14	9
	西 部	2,320	1,130	97	129	262	35	298	111	92	32	30	14	27	63
	南 部	2,561	986	30	115	894	8	97	128	91	100	39	27	15	31
	北 部	4,027	2,031	56	212	927	70	207	298	112	52	23	7	30	2

※相談内容には重複あり

7. 障害者地域活動支援センター I 型運営事業

事業名 障害者地域活動支援センター運営事業 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	平成 18 年度 (10 月より)		
8 年度予算	23,625 千円	前年度決算	23,625 千円
補 助 率	国 1/2 以内、県 1/4 以内	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 在宅の障害者等に対し、創作的活動又は生産活動の場の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。

事業内容 NPO法人久障支援運営委員会、医療法人コミュニテ風と虹に委託し、主に以下のような支援を実施している。

- ・創作的活動、生産活動の機会の提供
- ・医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整
- ・地域住民ボランティア育成
- ・障害に対する理解促進を図るための普及啓発 等

実施場所：

- ・障害者地域生活支援センター「ピアくるめ」
久留米市長門石 1-1-32 総合福祉会館 2 階 TEL (0942) 65-7599 FAX (0942) 36-5322
- ・障害者地域生活支援センター「のぞえの杜」
久留米市藤山町 1764 番地 4 TEL (080) 3528-1795 FAX (0942) 22-0055

8. 特別障害者等手当

事業名 特別障害者等手当 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	昭和 50 年度		
8 年度予算	277,838 千円	前年度決算	262,694 千円
補 助 率	国 3/4	根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律

目 的 精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者等手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。

事業内容 ①特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上で在宅の重度障害者に対し支給する。

②障害児福祉手当

日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害児 (20 歳未満の者) に対し支給する。

③経過措置福祉手当

従来の福祉手当受給者のうち昭和 61 年 4 月の法制度改正で、特別障害者手当、障害基礎年金を受けることが出来ない満 20 歳以上の者に対し支給する。

(1) 特別障害者手当 実施状況

(単位：人・円)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
支給延人員	5,267 (452)	5,491 (455)	5,643 (469)	5,746 (486)	5,565 (491)
支給総額	144,681,500	149,950,600	157,240,480	164,899,360	164,073,460
手当月額	27,350	27,300	27,980	28,840	29,590

(2) 障害児福祉手当 実施状況

(単位：人・円)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
支給延人員	6,008 (572)	6,881 (587)	7,316 (625)	7,310 (605)	6,133 (466)
支給総額	89,562,720	102,216,750	111,008,790	114,114,860	98,349,070
手当月額	14,880	14,850	15,220	15,690	16,100

(3) 経過措置福祉手当 実施状況

(単位：人・円)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
支給延人員	30 (2)	24 (2)	18 (2)	18 (2)	17 (1)
支給総額	446,400	356,520	272,480	281,480	272,060
手当月額	14,880	14,850	15,220	15,690	16,100

※ () 内は年度末現在の実人員

9. 福岡県腎臓疾患患者福祉給付金事業

事業名 福岡県腎臓疾患患者福祉給付金事業 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	昭和 53 年度		
8 年度予算	—	前年度決算	—
補 助 率	—	根拠法令等	県要綱

目 的 夜間に人工透析による治療を受けている腎臓疾患患者に対し通院に伴う交通費の一部を助成することにより、福祉の増進を図る。

事業内容 県内居住の身体障害者手帳を有する腎臓疾患患者で、夜間に人工透析を必要とする者（治療回数が1か月のうち5回以上に及ぶ者）の交通費の一部を助成する。
月額 2,000 円、所得制限あり。

実施状況 (単位：人)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
実 人 数	4	5	6	4	4

10. 在日外国人障害者給付金事業

事業名 在日外国人障害者給付金事業 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	昭和 15 年度		
8 年度予算	10 千円	前年度決算	0 千円
補 助 率	—	根拠法令等	市要綱

目 的 久留米市に住所を有する外国人等の障害者に対し支給し、その福祉の増進を図る。

事業内容 日本国籍を取得しているか、または外国人登録を行っていた重度の障害を有する障害基礎年金等の受給資格がない市民に、4月と10月の年2回月額 10,000 円を支給する。

実施状況 (単位：人・円)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
件 数	0	0	0	0	0
金 額	0	0	0	0	0

11. 心身障害者扶養共済制度掛金補助事業

事業名 心身障害者扶養共済制度掛金補助事業 （担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	昭和 47 年度		
8 年度予算	659 千円	前年度決算	591 千円
補 助 率	県 1/2	根拠法令等	市規則

目 的 心身障害者を扶養するものが、その生存中一定の掛金を拠出し、死亡または重度障がいとなった場合、心身障害者に終身年金を支給し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定と福祉の増進を図る。

事業内容 福岡県が実施する心身障害者扶養共済制度の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対し、市がその掛金を補助（被保護世帯 10／10、市町村民税非課税世帯 5／10、市町村民税均等割のみ課税世帯 3/10）する。

実施状況 (単位：人・円)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
補助人数	8	10	8	7	10
補助実績額	604, 200	681, 850	633, 960	522, 210	591, 120

12. 自立支援医療（更生医療）

事業名 自立支援医療（更生医療） （担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	昭和 47 年度		
8 年度予算	703, 604 千円	前年度決算	703, 604 千円
補 助 率	国 1/2、県 1/4	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 一般医療によってすでに治癒した身体障害者に対して、障害の除去・軽減を図ることにより、その日常生活能力または職業能力の回復を図る。

事業内容 県の障がい者更生相談所の判定によって、指定自立医療機関で実施する腎臓透析、心臓バイパス術、人工関節置換術などの対象医療について、公費による医療費の給付を行う。

実施状況 (単位：人・円)

年度 区分		R3	R4	R5	R6	R7
入院	心 臓 機 能 障 害	116	71	123	124	120
	腎 臓 機 能 障 害	650	619	686	428	415
	一 般 分	12	8	14	7	5
入院外	心 臓 機 能 障 害	1	2	2	1	1
	腎 臓 機 能 障 害	1, 487	1, 453	1, 522	987	965
	一 般 分	69	64	65	60	66
対 象 人 数		1, 281	1, 235	1, 263	1, 607	1, 572
公 費 負 担 額		730, 215, 274	709, 549, 789	692, 001, 646	702, 180, 291	702, 182, 385
社 会 保 険 負 担 額		1, 082, 728, 789	1, 034, 447, 914	1, 059, 379, 017	1, 031, 108, 805	993, 072, 283
自 己 負 担 額		43, 122, 292	42, 170, 173	42, 929, 908	42, 206, 375	42, 020, 520

13. 自立支援医療（精神通院医療）

事業名 自立支援医療（精神通院医療）（担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	平成 14 年度より申請・交付窓口のみ県より移管		
8 年度予算	—	前年度決算	—
補 助 率	—	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 在宅精神障害者の医療の確保を容易にすることにより、通院医療を積極的に進め、早期治療、早期退院、再発防止の促進を図る。

事業内容 申請に基づき審査を行い、一定の精神障害の状態にあると判定された者に自立支援医療（精神通院）受給者証を交付する。この受給者証の交付を受けることにより、精神疾患等のための通院に必要な医療費の一部が公費により負担され、自己負担が原則 10%になる。

ただし、審査及び受給者証の発行、公費負担は福岡県で行い、市では申請受付と受給者証交付を行う。

実施状況（各年度末現在）

（単位：人）

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
利 用 人 数	6,996	7,423	7,301	7,977	8,243

14. 障害者居宅介護等給付事業

事業名 障害者居宅介護等給付事業（担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	昭和 42 年度		
8 年度予算	1,375,795 千円	前年度決算	1,326,847 千円
補 助 率	国 1/2、県 1/4	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 障害者が居宅において日常生活を営み、障害者の自立と社会参加を促進し、障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

事業内容 平成 17 年度までは障害者居宅支援費、平成 18 年度からは障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）に基づくサービスの一つとして、申請に基づき、障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、入浴、食事の介護などの身体介護、調理、洗濯などの家事援助の支給を行う。なお、平成 18 年 10 月よりガイドヘルパー派遣分は、地域生活支援事業（移動支援事業）へ移行。

平成 23 年 10 月より、視覚障害者を対象に、外出時の同行介助などのサービスを行う、同行援護がスタートした。

平成 26 年 4 月からは、重度訪問介護の対象者が知的・精神障害の方へも広がった。

実施状況

（単位：人・時間）

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
実利用者数	1048	1,056	977	1,106	1,146
派遣延時間	280,685	281,966	268,390	270,617	281,693

15. 短期入所事業

事業名 短期入所給付事業 （担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	昭和 63 年度		
8 年度予算	180,446 千円	前年度決算	147,777 千円
補 助 率	国 1/2、県 1/4	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 在宅の障害児・者を介護している家族が疾病、休息、またはその他の理由により介護が困難になった場合に、当該障害児・者が一時的に宿泊で短期入所施設を利用することで、在宅の障害児・者及びその家族の福祉の向上を図る。

事業内容 平成 17 年度までは障害者居宅生活支援費、平成 18 年度からは障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）に基づくサービスの 1 つとして、申請に基づき、短期入所の支給を行う。なお、平成 18 年 10 月より日中受け入れ分は地域生活支援事業（日中一時支援事業）へ移行。

実施状況 (単位：人・回)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
実 利 用 者 数	172	168	216	272	335
延 利 用 回 数	5,231	5,253	7,051	8,768	11,197

16. 障害児通所支援事業

事業名 障害児通所支援給付事業 （担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	平成 24 年度（児童デイサービスは平成 13 年度～）		
8 年度予算	3,411,356 千円	前年度決算	2,908,329 千円
補 助 率	国 1/2、県 1/4	根拠法令等	児童福祉法

目 的 在宅の障害児に対して、施設等において、指導員等による個別療育・集団療育等のサービスを提供することにより、障害児の心身機能の維持向上等を図る。

事業内容 平成 17 年度までは障害者居宅支援費、平成 18 年度からは障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）、平成 24 年度からは児童福祉法に基づくサービスの 1 つとして、申請に基づき、支給を行う。

○事業の主な内容

障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。

（未就学児：児童発達支援、就学児：放課後等デイサービス など）

実施状況 (単位：人・回)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
実 利 用 者 数	1,051	1,235	1,432	1,564	1,711
延 利 用 回 数	143,033	158,379	182,630	199,418	223,029

17. 日中活動給付事業

事業名 日中活動給付事業 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	平成 18 年度		
8 年度予算	6,775,513 千円	前年度決算	6,218,329 千円
補 助 率	国 1/2、県 1/4	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 在宅または入所している障害者に対して、施設等において各種のサービスを提供することにより、これらの者の心身機能の維持向上等を図る。

事業内容 平成 18 年 10 月から障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）に基づくサービスとして、申請に基づき、支給を行う。

事業所において日中活動の場を提供する。

平成 19 年度までは生活介護等事業だったが、平成 20 年度以降は日中活動給付事業に事業名変更

実施状況

(単位：人・日)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
実 利 用 者 数	2,790	2,910	3,107	3,144	3,300
延 利 用 回 数	500,574	517,981	553,907	560,717	586,323

18. 療養介護給付事業

事業名 療養介護給付事業 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	平成 18 年度		
8 年度予算	449,018 千円	前年度決算	443,969 千円
補 助 率	国 1/2、県 1/4	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 医療と常時介護を必要とする人（筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者等）に対し、指定医療機関への入所、必要な治療、訓練及び生活指導などの給付を行い、福祉の増進を図る。

事業内容 平成 18 年 10 月から障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）に基づくサービスの 1 つとして、申請に基づき、医療と常時介護を必要とする人（筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者等）が医療機関において療養するため、療養介護の支給を行う。

○事業の主な内容

病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排泄等の介護や、日常生活上の相談支援等を行う。

実施状況

(単位：人・日)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
実 利 用 者 数	108	110	110	110	105
延 利 用 回 数	37,837	39,211	39,204	39,345	37,647

19. 移動支援事業

事業名 移動支援事業 （担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	平成 18 年度		
8 年度予算	94,112 千円	前年度決算	93,295 千円
補 助 率	国 1/2 以内、県 1/4 以内	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 障害者が居宅において日常生活を営み、障害者の自立と社会参加を促進し、障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

事業内容 平成 18 年 10 月から、障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）に基づくサービス（地域生活支援事業）の一つとして、申請に基づき、脳性まひ等全身性障害及び知的障害・精神障害のある人が、市役所など公的機関へ行くなど外出が必要となった場合、その外出に付き添い介助する移動支援の支給を行う。なお、これまでの外出介護（ガイドヘルパー派遣／昭和 42 年度開始）事業の内容を引き継いだものである。

平成 27 年度から、視覚障害者については同行援護への完全移行に伴い、対象から除外された。

実施状況

（単位：人・時間）

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
実 利 用 者 数	357	366	407	410	459
派 遣 延 時 間	30,516	31,428	31,334	33,488	35,489

20. 日中一時支援事業

事業名 日中一時支援事業 （担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	平成 18 年度		
8 年度予算	4,882 千円	前年度決算	5,055 千円
補 助 率	国 1/2 以内、県 1/4 以内	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 在宅の知的障害者・障害児を介護している家族が疾病、休息、またはその他の理由により介護が困難になった場合等に、当該障害児・者が一時的に施設等を利用することで、在宅の障害児・者及びその家族の福祉の向上を図る。

事業内容 平成 18 年 10 月から、障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）に基づくサービス（地域生活支援事業）の 1 つとして、申請に基づき、日中一時支援の支給を行う。なお、これまでの短期入所サービスの日中受入分を引き継いだものである。

実施状況

（単位：人・回）

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
実 利 用 者 数	66	41	55	51	52
延 利 用 日 数	813	613	732	687	573

21. 重度身体障害児・者訪問入浴サービス事業

事業名 重度身体障害児・者訪問入浴サービス事業 （担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	平成 18 年度		
8 年度予算	19,335 千円	前年度決算	17,391 千円
補 助 率	国 1/2 以内、県 1/4 以内	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 在宅の重度の身体障害者に対して、訪問入浴車の派遣による入浴サービスを提供することにより、身体障害者の健康保持と福祉の向上を図る。

事業内容 訪問入浴サービス事業については、高齢者・障害者と一体的に実施していたが、介護保険制度の施行に伴い、平成 12 年度から障害者単独の事業となった。

利用料 課税世帯の場合 ： 1 回につき 1,266 円

非課税世帯の場合：利用者負担なし

実施状況 (単位：人・回)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
実 利 用 人 数	32	29	27	23	26
派 遣 延 回 数	2,021	1,743	1,621	1,718	1,392

22. 障害児・者発達支援事業（心理リハビリテーション事業）

事業名 障害児・者発達支援事業（心理リハビリテーション事業） （担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	昭和 63 年度		
8 年度予算	2,187 千円	前年度決算	2,187 千円
補 助 率	国 1/2 以内、県 1/4 以内	根拠法令等	—

目 的 現在、就学前児童及び一部の就学後児童を中心に展開している療育事業の充実を図り、知的障害者まで含めた発達支援や自立訓練事業を総合的に展開し、一体的な療育体制の確立を目指す。

事業内容 心身に障害を持つ児童・生徒の機能回復のため、発達援助法の心理リハビリテーションを毎月 2 回及び夏期集中訓練として委託実施。

なお、「心理リハビリテーション」については、障害児に対する早期療育等に関する事業を一貫して実施する療育センター機能が整備されるまでの間、実施する。

実施状況 (単位：日・人)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
開 催 日 数…(X)	21	35	35	45	48
訓 練 へ の 延 べ 参 加 者 数…(A)	345	552	614	881	1,017
(A)のうち、障害児(者)の延べ人数…(B)	113	166	166	290	322
障 害 児 (者) 平 均 参 加 数…(B/X)	5.4	4.7	4.7	6.4	6.7

23. 身体障害児・者補装具の支給（購入・修理）事業

事業名 身体障害児・者補装具の支給（購入・修理）事業 （担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	昭和 25 年度		
8 年度予算	71, 174 千円	前年度決算	63, 158 千円
補 助 率	国 1/2、県 1/4	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 失われた部位または機能を補う補装具の費用を支給することにより、身体障害児・者の自立更生を支援する。

事業内容 身体障害児・者の失われた部位または機能を補い、必要な身体機能を獲得し、補うために用いられる用具の購入及び修理を行う。補装具費の支給にあたっては、本人及び同一世帯構成員の市町村民税課税状況等に応じた自己負担がある。

実施状況 (単位：件・円)

年度			R3	R4	R5	R6	R7
区分							
補 聴 器	交付	児	4	18	11	8	15
		者	114	115	143	142	128
	修理	児	23	22	22	13	14
		者	36	39	45	51	55
義 肢	交付	児	1	1	1	0	0
		者	13	12	8	10	14
	修理	児	0	0	0	0	0
		者	17	18	17	15	16
装 具	交付	児	14	10	7	12	10
		者	78	62	77	66	78
	修理	児	0	6	4	0	2
		者	17	15	12	15	17
車 い す	交付	児	23	26	13	12	11
		者	28	32	20	33	22
	修理	児	12	14	10	8	7
		者	78	90	99	86	81
座位保持装置	交付	児	17	21	15	11	16
		者	2	4	3	7	3
	修理	児	4	7	6	10	11
		者	6	9	12	7	11
眼 鏡	交付	児	1	0	0	0	0
		者	19	10	21	14	21
	修理	児	0	0	0	0	0
		者	1	1	0	0	0
重度障害者用 意思伝達装置 ※ 1	交付	児	0	0	0	0	0
		者	3	0	0	6	1
	修理	児	0	0	0	0	0
		者	0	2	1	0	0
そ の 他 ※ 2	交付	児	19	22	12	9	8
		者	32	30	36	34	32
	修理	児	3	1	1	6	4
		者	5	2	0	1	2
計	交付	児	79	98	59	52	60
		者	289	265	308	312	299
	修理	児	42	50	43	37	38
		者	160	176	186	175	182
総 件 数		児	121	148	102	89	98
		者	449	441	494	487	481
公 費 負 担 額		児	23, 145, 335	27, 044, 228	17, 989, 532	15, 433, 461	18, 059, 961
		者	38, 477, 690	36, 465, 253	41, 027, 885	43, 880, 550	45, 078, 812
自 費 負 担 額		児	1, 122, 284	1, 355, 038	1, 047, 509	916, 491	872, 533
		者	1, 008, 818	805, 849	997, 100	1, 165, 238	927, 106

自己負担・・・原則として費用の1割負担。本人及び同一世帯構成員の給付決定年度の市町村民税課税状況等に応じて自己負担額及びひと月当たりの負担上限額を設定4月から6月の間に支給決定する場合は、前年度の市町村民税課税等によるものとする。

※ 1 障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の施行により、平成 18 年 10 月から日常生活用具給付事業から移行、補装具費支給制度で実施。
※ 2 障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の施行により、その他の中の ストマ用装具・点字器・人工喉頭器・歩行補助つえ（一本杖）・収尿器は、平成 18 年 10 月から日常生活用具給付事業へ移行。
※ 3 高額障害福祉サービス等給付額（18, 846 円）は含まず。

24. 重度身体障害児・者日常生活用具給付事業

事業名 重度身体障害児・者日常生活用具給付事業 （担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	昭和 44 年度		
8 年度予算	70,758 千円	前年度決算	69,649 千円
補 助 率	国 1/2 以内、県 1/4 以内	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 障害児・者の日常生活を容易にするため、障害の種別、程度等に応じ様々な日常生活の用具を給付するものである。

事業内容 障害児・者に対して、特殊寝台や便器等、日常生活の利便を図るための用具を給付している。給付にあたっては本人及び同一世帯構成員の市町村民税課税状況等に応じた自己負担がある。

実施状況（重度心身障害児）

（単位：件・円）

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
視覚障害者用ポータブルレコーダー	0	0	0	0	0
盲人用体温計	0	0	0	0	0
点字タイプライター	0	0	0	0	0
点字図書	0	0	0	0	0
電磁調理器	0	0	0	0	0
拡大読書器	0	0	0	0	0
視覚障害者用活字文書読上装置	0	0	0	0	0
歩行時間延長送信器	0	0	0	0	0
聴覚障害者用通信装置	0	0	0	0	0
聴覚障害者用情報受信装置	0	0	0	0	0
便器	0	0	0	0	0
便器（手すり付）	0	0	0	0	0
特殊マット	2	2	1	3	3
訓練用ベッド	2	2	1	4	2
訓練いす	0	1	0	0	0
特殊尿器	0	0	0	0	0
特殊便器	0	0	0	0	0
入浴担架	0	0	0	0	1
体位変換器	0	0	0	0	1
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	3	2	1	3	0
移動・移乗支援用具（旧 歩行支援用具）	1	1	2	5	3
入浴補助用具	1	2	2	3	3
移動用リフト	1	1	0	0	1
頭部保護帽	4	4	2	1	0
電気式痰吸引器	9	6	6	7	6
ネブライザー	3	3	3	2	2
透析液加温器	0	0	0	0	0
携帯用会話補助装置	0	2	2	1	0
火災警報機	0	0	0	0	0
自動消火器	0	0	0	0	0
ストマ用装具 ※1	426	383	379	403	363
点字器 ※1	0	0	0	0	0
人工喉頭器 ※1	0	0	0	0	0
歩行補助つえ（一本杖のみ） ※1	0	0	0	0	0
収尿器 ※1	0	0	0	0	0
情報通信支援用具 ※2	0	0	1	0	0
音声 I C タグレコーダー ※3	0	0	0	0	0
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） ※4	2	2	0	2	0
エアマット ※5	1	0	0	1	1
人工内耳用電池 ※6	6	7	6	18	7
医療機器用バッテリー（発電機を含む） ※6	8	7	3	3	1
給付件数（件）	469	425	409	456	394
公費負担額（円）	11,258,135	10,216,021	9,003,814	10,543,924	8,602,353
自費負担額（円）	934,273	866,179	783,382	886,877	794,132

区分	年度	R3	R4	R5	R6	R7
視覚障害者用ポータブルレコーダー		5	8	6	8	7
盲人用時計		10	9	10	4	6
盲人用体温計		5	5	3	2	2
盲人用体重計		5	4	5	1	3
点字タイプライター		0	0	0	0	0
点字ディスプレイ		0	1	0	0	0
点字図書		6	2	1	2	2
電磁調理器		3	4	2	0	1
拡大読書器		13	6	7	12	12
視覚障害者用活字文書読上装置		0	1	0	2	1
歩行時間延長送信器		0	0	0	0	0
聴覚障害者用屋内信号装置		8	10	3	3	4
聴覚障害者用屋内信号灯		0	0	0	0	2
聴覚障害者用目覚時計		0	1	1	2	2
聴覚障害者用通信装置		4	7	3	2	2
聴覚障害者用情報受信装置		1	0	0	0	1
便器		0	0	0	0	0
便器（手すり付）		0	1	0	0	0
特殊マット		2	5	0	0	6
特殊寝台（者）		5	12	10	5	10
特殊尿器		0	0	0	0	1
特殊便器		0	4	0	0	1
入浴担架		0	0	0	1	0
体位変換器		1	2	2	0	0
居宅生活動作補助用具（住宅改修）		8	7	6	2	4
移動・移乗支援用具（旧歩行支援用具）		12	20	14	5	11
入浴補助用具		20	19	12	7	8
移動用リフト		4	3	1	1	0
頭部保護帽		3	11	8	9	6
電気式痰吸引器		13	19	11	9	21
ネブライザー		9	13	6	5	12
透析液加温器		4	3	4	4	4
携帯用会話補助装置		1	0	0	0	0
酸素ホ・ンハ・運搬車		0	0	0	0	0
火災警報機		1	0	0	0	0
自動消火器		0	0	0	0	0
ストマ用装具 ※1		2,670	2,717	2,743	2,774	2,743
点字器 ※1		0	1	0	0	0
人工喉頭器 ※1		1	6	2	3	5
歩行補助つえ（一本杖のみ） ※1		5	13	5	5	2
収尿器 ※1		3	0	1	1	1
情報通信支援用具 ※2		5	8	4	4	4
音声ＩＣタグラコーダー ※3		1	1	0	1	1
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） ※4		4	1	1	0	2
エアマット ※5		4	2	1	1	3
人工内耳用電池 ※6		27	22	11	18	19
医療機器用バッテリー（発電機を含む） ※6		10	5	2	3	4
給付件数（件）		2,873	2,953	2,885	2,896	2,912
公費負担額（円）		60,614,736	63,173,571	58,465,441	57,946,284	61,046,550
自費負担額（円）		1,998,633	1,929,189	1,813,221	1,680,926	1,947,516

自己負担・・・原則として費用の１割負担。本人及び同一世帯構成員の給付決定年度の市町村民税課税状況等に応じて自己負担額及びひと月当たりの負担上限額を設定。

４月から６月の間に給付決定する場合は、前年度の市町村民税課税状況等によるものとする。

※１ 障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）施行により、ストマ用装具・点字器・人工喉頭器・歩行補助つえ（一本杖）・収尿器は、平成 18 年 10 月から補装具費給付制度から移行、日常生活用具給付事業で実施。

※２ 障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）施行により、情報バリアフリー化支援事業（県実施事業）は、情報通信支援用具として平成 18 年 10 月から日常生活用具給付事業で実施。

※３ 久留米市身体障害者等に対する日常生活用具の給付に関する規則により、平成 23 年度から音声ＩＣタグラコーダーは種目追加。

※４ 久留米市身体障害者等に対する日常生活用具の給付に関する規則により、平成 25 年度から動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）は種目追加。

※５ 久留米市身体障害者等に対する日常生活用具の給付に関する規則により、平成 27 年度からエアマットは種目追加。

※６ 久留米市身体障害者等に対する日常生活用具の給付に関する規則により、平成 29 年度から人工内耳用電池、医療機器用バッテリー（発電機を含む）は種目追加。

25. 久留米市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

事業名 久留米市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	平成 26 年度		
8 年度予算	1,591 千円	前年度決算	1,062 千円
補 助 率	県 1/3	根拠法令等	市要綱

目 的 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の習得や教育等における健全な発達を支援する。

事業内容 軽度・中等度難聴児の新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を更新する経費の一部を助成する。補聴器購入費等の支給にあたっては、本人及び同一世帯構成員の市町村民税課税状況等に応じた自己負担がある。

実施状況

(単位：件・円)

名称 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
軽度・中等度難聴用 ポ ケ ッ ト 型	0	0	0	0	0
軽度・中等度難聴用 耳 か け 型	15	6	9	4	6
高度難聴用ポケット型	0	0	0	0	0
高度難聴用耳かけ型	1	2	0	3	0
重度難聴用ポケット型	0	0	0	0	0
重度難聴用耳かけ型	1	0	0	1	0
耳 あ な 型 (レディメイド)	0	0	0	0	0
耳 あ な 型 (オーダーメイド)	0	0	0	0	2
骨 導 式 ポ ケ ッ ト 型	0	1	0	0	0
骨 導 式 眼 鏡 型	0	0	0	0	0
総 件 数	18	9	9	8	8
公 費 負 担 額	3,052,300	1,145,073	947,020	1,149,391	1,062,300
自 己 負 担 額	304,408	120,773	92,312	102,147	111,222

自己負担・・・原則として費用の1割負担。本人及び同一世帯構成員の給付決定年度の市町村民税課税状況等に応じて自己負担額及びひと月当たりの負担上限額を設定。4月から6月の間に支給決定する場合は、前年度の市町村民税課税等によるものとする。

26. 重度心身障害者住宅改造費助成事業

事業名 重度心身障害者住宅改造費助成事業 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	平成5年度		
8年度予算	600千円	前年度決算	0千円
補助率	県1/2	根拠法令等	市要綱

目的 重度心身障害者の住宅環境の整備促進を図る。

事業内容 重度の心身障害者が居住する住宅をその障害者が生活しやすいように改造する場合、その一部を助成する。

対象者………視覚障害または肢体不自由の身体障害者手帳1～2級所持者

療育手帳AまたはA1、A2、A3所持者

対象事業………玄関・居室等の段差解消、廊下幅の拡張、手摺取付け、洗面・トイレ・炊事場の改造、昇降機の設置等

補助限度額……300,000円

(生計中心者の前年所得に係る市民税及び所得税が非課税である世帯)

実施状況

(単位：件・円)

年度 区分	R3		R4		R5		R6		R7	
	件数	補助費	件数	補助費	件数	補助費	件数	補助費	件数	補助費
肢体不自由	3	897,710	0	0	0	0	2	583,915	0	0
視覚障害	0	0	3	796,617	1	271,700	0	0	0	0
知的障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	897,710	3	796,617	1	271,700	2	583,915	0	0

27. 身体障害者福祉電話設置事業

事業名 身体障害者福祉電話設置事業 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	昭和52年度		
8年度予算	126千円	前年度決算	109千円
補助率	—	根拠法令等	市規程

目的 外出困難な重度の身体障害者の単身またはそれに準じ、所得税非課税の世帯が、緊急連絡等に電話を必要とする場合に貸与する。

事業内容 電話の設置費用及び基本料金の補助を行うものであり、通話料金については自己負担である。

実施状況

(単位：人)

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
契約件数	17	15	11	4	4

※福祉電話は現在新規募集停止。

28. 自動車運転免許取得助成事業

事業名 自動車運転免許取得助成事業 （担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	昭和 53 年度（市）昭和 46 年度（県）		
8 年度予算	—	前年度決算	—
補 助 率	—	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 障害者の自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成することにより、その経済的自立と社会復帰を促進し、もって障害者の福祉向上を図る。

事業内容 満 18 歳以上で身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、就職や自立更生等、社会参加を図るために自動車運転免許（第一種普通自動車免許）を取得しようとする場合にその費用（入学金、教習料金）の一部を助成する。

助成額： 100,000 円まで
令和 6 年度末助成事業廃止。

実施状況

（単位：件・円）

年度 区分	R2		R3		R4		R5		R6	
	件数	補助費	件数	補助費	件数	補助費	件数	補助費	件数	補助費
肢 体	1	230,000	2	330,000	3	680,000	4	920,000	2	200,000
聴覚・言語	1	230,000	3	560,000	1	221,980	3	690,000	0	0
内 部	1	230,000	0	0	2	221,980	0	0	0	0
精 神	4	790,000	6	1,120,000	9	1,940,000	15	3,439,280	7	700,000
療 育	3	541,140	4	530,000	5	1,150,000	7	1,575,940	3	300,000

29. 身体障害者用自動車購入・改造費助成事業

事業名 身体障害者用自動車購入・改造費助成事業 （担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	昭和 55 年度		
8 年度予算	2,000 千円	前年度決算	1,400 千円
補 助 率	—	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 障害者用の自動車を購入し、又は改造する場合に、その費用の一部を補助することにより、障害者の社会参加の促進を図る。

事業内容 身体障害者（肢体不自由者）が就労等に伴い特殊型自動車を購入・改造（ハンドル・ブレーキ・アクセルなど）する場合、又は介護者が車椅子を運搬可能な介護用自動車を購入・改造等に要する経費を助成する。

助成額： 100,000 円まで

実施状況

（単位：件・円）

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
件 数	19	11	16	15	14
助 成 額	2,101,518	1,323,400	2,061,500	1,448,400	1,400,000

30. 福祉タクシー料金一部助成事業

事業名 福祉タクシー料金一部助成事業 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	昭和 62 年度		
8 年度予算	27,669 千円	前年度決算	24,697 千円
補 助 率	—	根拠法令等	市要綱

目 的 在宅の重度障害者に対し、タクシー料金の一部（初乗運賃）を助成することにより日常生活の利便を図る。

事業内容 対象者は

- (1) 視覚障害 1 級・2 級の者
- (2) 肢体不自由者 1 級・2 級の者
- (3) 内部障害 1 級・2 級の者
- (4) 療育手帳 A の者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳 1 級の者

※ただし、自動車税及び軽自動車税の減免者は対象外とする。

※タクシー料金の助成はチケットにより行い、月に 4 枚を助成する。

(ただし、平成 20 年度より、腎臓透析患者には、月に 6 枚を助成する。)

実施状況

(単位：件・円)

年度		R3	R4	R5	R6	R7
区分	大型	317	492	374	406	636
	小型	41,233	40,113	36,552	33,545	30,274
	合計	41,550	40,605	36,926	33,951	30,910
発 行 人 数		1,490	1,435	1,329	1,297	1,244
補 助 金 額		29,101,910	28,427,260	25,844,250	25,020,230	24,280,580

31. 障害者施設支援給付事業

事業名 障害者施設支援給付事業 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	平成 18 年度		
8 年度予算	875,269 千円	前年度決算	878,111 千円
補 助 率	国 1/2、県 1/4	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 障害者とその年齢並びに障害の種別、程度に応じて、施設への入所により、適切な保護、医療、生活指導等を受けられるようにすることを目的とする。

事業内容 障害者に対して、障害者総合支援法における施設入所支援の自立支援給付費の支給を行う。

実施状況

(単位：人・日)

年度		R3	R4	R5	R6	R7
区分	実利用者数	395	399	393	388	385
	延利用日数	133,970	133,920	132,733	131,662	130,116

32. 障害者福祉施設整備促進事業

事業名 障害者福祉施設整備促進事業（担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	平成8年度		
8年度予算	306,300千円（7年度繰越）	前年度決算	0千円
補助率	—	根拠法令等	国要綱等

障害者福祉施設の整備に係る経費

目的 障害者に関する社会福祉施設等の施設（設備）整備に係る経費の一部を補助することによって、障害者福祉の増進を図る。

事業内容 （1）補助対象

障害者支援施設等の新築又は増改築に要する施設及び設備整備費

（2）補助金額

ア 施設整備借入金利息に係る利子補給補助（合併前の田主丸から承継したものに限り。）
 年利2%とした場合の利子相当額（当該年度の利息額の1/2を上限。）

イ 障害者福祉施設の創設、改修等に要する経費

国庫補助基本額×3/4（平成23年度：県費補助基本額×10/10）

ウ 障害者福祉施設の耐震化改築・改修等に要する経費

県費補助基本額×3/4

エ 障害福祉施設の災害復旧に要する経費

国庫補助基本額×3/4（令和5年度：国庫補助基本額×5/6）

補助実績

ア 利子補給補助：田主丸町分のみ

年度	件数	補助額（千円）
H25	2 社会福祉法人	249
H26	1 社会福祉法人	76
H27	1 社会福祉法人	39

イ 施設整備：中核都市委譲分

年度	件数	内容	補助額（千円）
H30	6	■グループホーム等整備 【創設】3件 【改修】1件 ■放課後等デイサービス整備 【創設】1件 【大規模修繕】1件	127,424
R1	1	■放課後等デイサービス整備 【創設】1件	50,989
R2	3	■グループホーム等整備 【創設】1件 ■スプリンクラー設置 1件 ■障害者支援施設の自家発電設置 1件	33,805
R3	3	■グループホーム等整備 【創設】2件 ■障害者支援施設の災害対策のための大規模修繕 1件	68,667
R4	1	■グループホーム等整備 【創設】1件	31,850
R5	1	■放課後等デイサービス整備 【創設】1件	38,610
R6	1	■スプリンクラー設置 1件	3,547

ウ 耐震化等整備

年度	件数	内容	補助額（千円）
H25	2	■障害者支援施設の耐震改修 1件 ■ケアホームのスプリンクラー設置 6件	138,160
R5	1	■障害者支援施設の耐震改築 1件	708,100

エ 災害復旧費

年度	補助事業名	内容	補助額（千円）
R5	社会福祉施設等災害復旧費補助金	■障害者支援施設 田主丸一麦寮	1,637
	社会福祉施設等設備災害復旧費補助金	■障害者支援施設 田主丸一麦寮	16,554
	児童福祉施設等設備災害復旧費補助金	■放課後等デイサービス 発達未来塾カラーズ	1,898

新型コロナウイルス対応に係る経費

市が直接実施した事業

年度	補助事業名	内容	補助額（千円）
R2	衛生管理体制確保支援事業（衛生用品等購入）	マスクや消毒液等の衛生用品を市が調達し配付	3,064
	感染拡大防止研修	感染拡大防止に関する集合研修（42事業所）	275
		感染症対策専門家派遣（35事業所）	525
		感染予防のヘルパー向け研修（20事業所）	43
		I C T導入モデル事業にかかる研修（35事業所）	107

市が補助金を交付した事業（障害者総合支援事業）

補助事業名	内容	補助額（千円）			
		R4	R5	R6	R7
衛生管理体制確保支援事業	衛生管理の確保に必要な経費を補助	—	—	—	—
テレワーク等導入支援事業	就労系利用者の在宅就労や発達障害児等の在宅支援のための機器導入経費を補助	—	—	—	—
サービス継続支援事業	事業所内感染の際のサービス継続のための掛かり増し経費を補助	16,345	5,100	—	—
就労系サービス等機能強化事業	生産活動活性化のための経費を補助	—	—	—	—
I C T導入モデル事業	I C T 機器等導入経費を補助	19,555	—	—	—
ロボット導入事業	介護ロボット等の導入経費を補助	—	—	—	—
緊急短期雇用事業	コロナで失職した方を雇用する人件費を補助	—	—	—	—
生産活動拡大支援事業	販路拡大等の生産活動を拡大する経費を補助	—	—	—	—
安心・安全対策支援事業	送迎用バスの子どもの置き去り防止のための安全装置の設置経費を補助	R5繰越	22,896	—	—

33. 障害者地域活動支援センターⅢ型・共同作業所助成事業

事業名 障害者地域活動支援センターⅢ型・共同作業所助成事業 （担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	平成3年度		
8年度予算	65,246千円	前年度決算	62,653千円
補助率	国1/2以内、県1/4以内	根拠法令等	障害者総合支援法

目的 地域活動支援センターⅢ型（旧共同作業所）及び共同作業所の運営に対し、運営費、研修費、光熱水費、家賃などの補助を行うことによって障害のある人の自立と社会参加の促進並びにノーマライゼーションの推進を図る。

事業内容 在宅の障害者に対し授産や生活指導を行い、社会との交流促進等を図るための通所施設である、地域活動支援センターⅢ型及び共同作業所に運営費の補助を行う。（H18までは小規模通所授産施設への補助を含む。）

- 補助対象 地域活動支援センターⅢ型及び共同作業所
- 補助基準
 - （１）基礎的事業費 （２）重度障害者加算
 - （３）機能強化事業費（地域活動支援センターのみ）
 - ①授産指導加算 ②事務費等加算（H20～）
 - ③職員実地研修費 ④光熱水費
 - ⑤家賃等 ⑥地域交流促進費（H20～）

実施状況

（単位：千円・箇所）

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
補助総額	61,033	60,932	58,775	59,253	61,358
センター数	8	8	8	8	8
作業所数	1	1	1	1	1

☆障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の施行により、平成19年度から、市内の作業所は地域活動支援センターへ移行した。

☆平成20年度から、聴覚障害者対象の共同作業所「ろうあ工房つつじ」への補助を開始。その後、平成24年度から同作業所は、地域活動支援センターに移行した。

☆地域活動センター「ほのぼのらんど」については、平成23年度から、就労継続支援B型へ移行した。

☆地域活動センター「久留米はぜの実共同作業所」については、平成26年度から、就労継続支援B型へ移行した。

☆平成24年度から、共同作業所「笑みファーム」への補助を開始した。

☆平成26年度から、共同作業所「不思議の国のアリス」への補助を開始した。

☆共同作業所「不思議の国のアリス」については、平成27年度から、就労継続支援B型へ移行した。

☆地域活動センター「たけの子」については、平成27年度から、就労継続支援B型へ移行した。

☆平成28年度から、共同作業所「オープンスペースゆるか」への補助を開始した。

☆地域活動センター「ごろりんハウス」については、平成29年度から、就労継続支援B型へ移行した。

★地域活動センター「浮羽共同作業所（うきは市）」に通所されている方の負担金をうきは市へ支払っている。（1,295千円）

	区分	名称	所在地	設置主体	利用者数 (注1)	事業開始 年月日 (注2)	補助 開始 年度 (注3)	電話番号	FAX番号
1	地域活動支援センター (Ⅲ型)	地域活動支援センター あすなろ	久留米市中央町 33-16 今村ビル1F	特定非営利活動法人 久留米市手をつなぐ 育成会	11	S54.4.5	H6	080- 9774- 3890	0942 38-4353
2		地域活動支援センター 共に生きる場JAMBO	久留米市南1丁目2 番36号	特定非営利活動法人 笑福	8	H6.1.17	H6	0942 31-0411	0942 31-0411
3		地域活動支援センター フロンティア	久留米市津福 今町361番地42	特定非営利活動法人 自立生活センター久留米	17	H8.4.1	H10	0942 30-7433	0942 30-7435
4		地域活動支援センター むげん企画	久留米市国分町 998番地6	特定非営利活動法人 むげん企画	9	H11.4.1	H12	0942 21-0791	0942 21-0791
5		地域活動支援センター すまいるハウス	久留米市荒木町荒 木1555番地3	特定非営利活動法人 福祉会すまいる	8	H15.4.1	H17	0942 26-7741	0942 26-7741
6		地域活動支援センター クローバー	久留米市国分町 1558番地3	特定非営利活動法人 クローバー運営委員会	9	H15.4.1	H17	0942 51-0120	0942 51-0130
7		地域活動支援センター 共同作業所さくらんぼ	久留米市田主丸町 田主丸51番地1	特定非営利活動法人 共同作業所さくらんぼ	8	H7.12.4	H8	0943 73-4539	0943 73-4539
8		地域活動支援センター ろうあ工房つつじ	久留米市長門石1 丁目369-15	特定非営利活動法人 ろうあ工房つつじ	15	H18.4.29	H20	0942 65-7466	0942 65-7466
小計【地域活動支援センター】					85				
9	作業所	オープンスペースゆるか	久留米市青峰 2丁目5番1号 近本アパート2F	特定非営利活動法人 くるめ出逢いの会	-	H26.4.1	H28	0942 27-6778	0942 27-6778
合 計					85				

(注1) 概ね週3日以上利用する利用者の数。(注2) 共同作業所として事業を開始した年月日。

(注3) 共同作業所としての補助開始年度。

34. 障害者居住支援事業

事業名 障害者居住支援事業 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	法施行時より		
8年度予算	2,050,820千円	前年度決算	1,676,845千円
補助率	国1/2、県1/4	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 地域で暮らす身体障害者、知的障害者、精神障害者に対し、生活援助体制を備えた共同生活を営むためのグループホームにおいて日常生活の援助又は介護を行い、障害者の自立支援を促進する。

事業内容 身体障害者、知的障害者、精神障害者に対して、グループホームに入居した場合の訓練等給付費の支給を行っている。

平成23年10月より、入居者が市民税非課税世帯か生活保護世帯であった場合に、家賃のうち1万円を援助する家賃補助制度が創設された。

平成26年4月よりグループホームとケアホームの一元化が行われ、グループホームに統合された。

実施状況

(単位：人・日)

年度		R3	R4	R5	R6	R7
区分	実利用者数	556	615	738	797	892
	延利用日数	140,031	160,624	187,761	206,210	237,934

*年度末

35. 久留米市総合福祉会館運営事業

事業名 久留米市総合福祉会館運営事業 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	昭和 62 年 10 月設置		
8 年度予算	63,764千円	前年度決算	58,781千円
補 助 率	—	根拠法令等	身体障害者福祉法、老人福祉法等

目 的 障害者、母子・父子・寡婦、高齢者の自立と社会参加の促進を図るため、久留米市総合福祉会館を利用して、各種事業を行う。また、福祉団体の活動・研修の場を提供するとともに、社会福祉関係者等に開放することで、ボランティア精神の醸成を図り、高福祉社会実現のための総合的拠点施設とする。

事業内容 身体障害者、母子・父子・寡婦、高齢者を対象に、各種相談や生活訓練、機能回復訓練、生きがい対策事業（筆ペン教室などの主催事業や、カラオケ教室などの自主事業）を行う。また、障害者、高齢者が中心の総合福祉会館利用者の利便を図るため、無料送迎バスを運行する。土・日曜日以外の毎日 4 便運行。

指定管理者 社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会（令和 8 年度～令和12年度）

総合福祉会館利用状況

(単位：人)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
身体障害者福祉センター	6,249	10,681	11,777	13,714	15,162
老人福祉センター	18,428	25,697	29,051	32,976	23,094
母子・父子福祉センター	2,027	4,107	3,172	3,269	1,820
合 計	26,701	40,485	44,000	49,959	40,076
ふれあい号利用	7,426	10,650	10,085	9,652	7,189

36. 久留米市総合福祉会館整備事業

事業名 久留米市総合福祉会館整備事業 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	昭和 62 年 10 月設置		
8 年度予算	—	前年度決算	—
補 助 率	—	根拠法令等	久留米市総合福祉会館条例

目 的 昭和62年に竣工した総合福祉会館の施設整備を行い、総合福祉会館事業の促進を図る。

事業内容 ○平成23～26年度実績
整備なし
○平成27年度実績
屋上等の防水改修
○平成28年度実績
駐車場改修・駐輪場設置

○平成29年度実績
高圧受変電設備改修
○平成30年度実績
外部改修・便所改修
○令和元年度実績
揚水ポンプ改修
高圧気中開閉改修

施設概要 久留米市総合福祉会館

施設目的 身体障害者、母子・父子・寡婦、高齢者を対象に、各種相談や生活訓練、機能回復訓練、生きがい対策事業等を行うことにより、その自立と社会参加の促進を図る。また、関係福祉団体の活動・研修の場であるとともに、社会福祉関係者等に開放しボランティア精神の醸成を図るなど、高福祉社会実現のための総合的拠点施設とする。

住所・電話 長門石 1 丁目 1 番32号 電話(0942)38-9288

設置年月 昭和62年10月

建築費 総事業費 573,174千円 内訳 一般財源 123,526千円
国県補助 157,648千円
地方債 292,000千円

建物の 構造・面積	鉄筋コンクリート 3階建	1階	身体障害者福祉センター（B型）	745.90㎡
		2階	老人福祉センター（特A型）	1,124.55㎡
		3階	母子・父子福祉センター	473.08㎡

37. 久留米市総合福祉会館避難所整備事業

事業名 久留米市総合福祉会館避難所整備事業 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	令和 7 年度		
8 年度予算	180,000千円	前年度決算	1,754千円
補 助 率	—	根拠法令等	久留米市総合福祉会館条例

目 的 医療的ケアを必要とする人を優先的に受け入れるための避難所としての機能を有する総合福祉会館の環境整備を行い、避難所機能の強化を図る。

実施状況 ○令和7年度実績

停電時に対応可能な空調に改修するための事前対応として、アスベスト調査を実施した。また、避難所設営に当たって必要な備品を購入した。

38. 障害者団体助成事業

事業名 障害者団体助成事業 （担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	昭和 29 年度（身体障害者福祉協会） 昭和 54 年度（知的障害者育成会） 昭和 57 年度（精神障害者地域家族会）		
8 年度予算	6,042 千円	前年度決算	6,140 千円
補 助 率	—	根拠法令等	市規則

目 的 障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者の福祉向上と会員相互の親睦を深めることを目的に組織され、相談事業や各種事業への積極的参加などの活動を行っている団体の運営費・事務員設置費等の助成を行う。令和 3 年度よりオープンスペース事業が障害者団体助成事業（手をつなぐ育成会）に統合された。

事業内容 ○令和 7 年度実績

久留米市身体障害者福祉協会：3,915 千円
 久留米市手をつなぐ育成会：2,025 千円
 久留米精神障害者地域家族会：100 千円
 久留米市視力障害者協会：100 千円

○令和 8 年度予算

久留米市身体障害者福祉協会：3,916 千円
 久留米市手をつなぐ育成会：2,026 千円
 久留米精神障害者地域家族会：100 千円

39. 障害者福祉啓発事業

事業名 障害者福祉啓発事業 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	平成4年度		
8年度予算	623千円	前年度決算	335千円
補助率	国1/2以内、県1/4以内	根拠法令等	障害者総合支援法、障害者基本法

目的 久留米市では、障害者を取り巻く問題について、市民が企画・運営する催しに対し一部補助を行う。市民全体が障害者の福祉についての関心と理解と認識を深め、障害は個性であり、私たちは、一人一人の生活を豊かにするためにお互いが欠かせない隣人として地域で生きていることを啓発する。

実施内容と参加者実績

区分	令和2年度	第29回 令和3年度	第30回 令和4年度
内容	※新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年度事業中止	①講演会 「ピアサポートの可能性についてを学び合う」 主催：NPO法人 くるめ出逢いの会	①自分と向き合う機会をつくろう～WRAPを通じて～ 主催：NPO法人くるめ出逢いの会 ②地域障害者就労支援セミナー2022「まだ先？もうすぐ？今から知っ得！！～就労支援の取り組み～」 主催：NPO法人 SNet くるめ
実施場所		①オンライン (Zoom)	①久留米総合福祉会館1階会議室・図書室 ②久留米シティプラザ中会議室
人数 (参加・周知)		①40人	①21人 ②100人

区分	第31回 令和5年度	第32回 令和6年度	第33回 令和7年度
内容	①経験者に聞く本物のリカバリー、本物のピアサポート 主催：NPO法人くるめ出逢いの会 ②地域障害者就労支援セミナー2023「私も会社で働けますか？～就労雇用への取り組み～」 主催：NPO法人 SNet くるめ	①地域障害者就労支援セミナー2024「先輩、教えてください。仕事の見つけ方～就労への道すじ～」 主催：NPO法人 SNet くるめ ②精神障害者の人権を護ったうえで支援とは？ 主催：NPO法人くるめ出逢いの会	①地域障害者就労支援セミナー2025「自分らしい仕事を見つけるには～いきいきと暮らしていくために～」 主催：特定非営利活動法人 SNet くるめ ②「共に生きるための精神障害者への合理的配慮や差別的取り扱いって何？」 主催：特定非営利活動法人 くるめ出逢いの会
実施場所	①久留米総合福祉会館2階会議室 ②久留米シティプラザ大会議室	①久留米シティプラザ大会議室 ②久留米シティプラザ大会議室	①久留米シティプラザ大会議室 ②久留米シティプラザ大会議室
人数 (参加・周知)	①40人 ②100人	①80人 ②34人	①40人 ②100人

40. 障害者ふれあいスポーツ大会

事業名 障害者ふれあいスポーツ大会 （担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	昭和 49 年度		
8 年度予算	680千円	前年度決算	530千円
補 助 率	国1/2以内、県1/4以内	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 スポーツを通じ障害者の体力向上と障害者相互の交流・親睦を図り、また障害がない人達との交流を通じて障害者に対する理解を深めることにより、障害者福祉の一層の向上を図る。

事業内容 障害者の障害程度や内容に応じた多種の競技大会を実施している。

(単位：人)

実施内容（令和 7 年度）	参加者数
フライングディスク大会	57
グランドゴルフ大会	49
ソフトバレー大会	50
ボウリング大会	108
ボッチャ大会	66
卓球大会	59
ウォーキング大会	41
計	430

41. 手話奉仕員等派遣事業（盲ろう者向け通訳・介助員派遣含む）

事業名 手話奉仕員等派遣事業 （担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	平成 13 年度		
8 年度予算	4, 829千円	前年度決算	4, 102千円
補 助 率	国1/2以内、県1/4以内	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳や要約筆記の方法により、障害者とその他の者の意思疎通を仲介する奉仕員の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る。

事業内容 利用者の申請に基づき、障害者とその他の者の意思疎通を仲介する手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣を行う（市主催の講演等についても派遣を行う）。

実施状況

(単位：件・人・時間)

事業 \ 年度	R5			R6			R7		
	件数	派遣人数	派遣時間	件数	派遣人数	派遣時間	件数	派遣人数	派遣時間
手 話 奉 仕 員 派 遣	289	394	848	319	447	902	222	313	719
要約筆記奉仕員派遣	71	253	518	63	222	611	60	223	685
盲ろう者通訳介助員派遣	122	122	634	64	64	341	71	71	343
計	482	769	2, 000	446	733	1, 854	343	607	1, 747

42. 手話奉仕員等養成事業

事業名 手話奉仕員等養成事業（担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	平成 13 年度（手話、要約筆記奉仕員養成事業） 平成 14 年度（点訳奉仕員養成事業）		
8 年度予算	4,377千円	前年度決算	3,788千円
補 助 率	国1/2以内、県1/4以内	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 意思疎通を図ることに支障がある障害者とその他の者の意思疎通を仲介するための奉仕員の養成を行い、障害者の社会参加促進を図る。

事業内容 市民を対象として手話通訳、要約筆記及び点訳に必要な技術等の指導を行い、それらの奉仕活動に従事するボランティアを養成する。

事業 \ 年度	R5		R6		R7	
	参加者数	修了者数	参加者数	修了者数	参加者数	修了者数
手 話 奉 仕 員 養 成	30	18	27	11	27	19
要 約 筆 記 者 養 成	7	—	7	7	17	—
手 話 入 門 教 室	10		11		5	
盲ろう者通訳介助員養成		13		7		5

・手話奉仕員養成フォローアップ事業（手話通訳者活動環境教育強化）令和4年度～

目 的 手話通訳に従事する人材育成・確保のため、手話通訳者を目指すためのフォローアップ事業を行う。

事業内容 ①手話奉仕員養成講座修了者を対象としたスキルアップ研修
令和7年度実績 516千円 令和8年度予算額 516千円
②手話通訳者等を目指す現任手話奉仕員に対するスキルアップ研修
令和7年度実績 350千円 令和8年度予算額 350千円

事業 \ 年度	R5	R6	R7
	参加者数	参加者数	参加者数
手話奉仕員養成講座修了者 ス キ ル ア ッ プ 研 修	16	5	8
手 話 奉 仕 員 現 任 者 ス キ ル ア ッ プ 研 修	21	22	23

43. 久留米市障害者計画推進事業等

事業名 久留米市障害者計画推進事業・久留米市障害者計画等策定事業（担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	平成4年度		
8年度予算	1,288千円	前年度決算	372千円
補助率	—	根拠法令等	障害者基本法、障害者総合支援法等

目 的

（１）障害者計画とは

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者に関わるすべての分野の施策の基本的な方向性を定める計画

（２）障害福祉計画とは

障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスなどの見込量やその確保策などを定める計画

（３）障害児福祉計画とは

児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援などの見込量やその確保策などを定める計画

事業内容

（１）久留米市障害者計画

本市において、障害者施策の推進を図るため昭和60年に策定した平成6年までの第1次計画、平成8年度から17年度までの第2次計画に続く第3次の計画として「第1期久留米市障害者計画」（平成18年度～25年度）、「第2期久留米市障害者計画」（平成26年度～29年度）、「第3期久留米市障害者計画」（平成30年度～令和5年度）を策定。同計画の期間満了に伴い、令和6年度から令和11年度までの「第4期久留米市障害者計画」を令和5年度に策定した。

（２）久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画

平成18年度から20年度までの第1期計画、平成21年度から23年度までの第2期計画、平成24年度から26年度までの第3期計画、平成27年度から29年度までの第4期計画、平成30年度から令和2年度までの第5期計画及び児童福祉法の一部改正により市町村が策定することとなった「第1期障害児福祉計画」を、令和3年度から5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を策定。同計画の期間満了に伴い、令和6年度から令和8年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を令和5年度に策定した。

（３）計画の進行管理

これら計画については、毎年度、進行管理を実施し、確実な推進を図る。

計画の概要等

（１）久留米市障害者計画

第4期久留米市障害者計画では、基本理念「誰もが 個人の尊厳が守られ 支え合いながら 安心して暮らし続けられる まちの実現」のもと、①社会的障壁をなくし認め合って生きるために、②権利を守り安全と安心のために、③支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために、④自立して暮らし続けるために、⑤生きがいを持って支え合いにより自分らしく生きるために、の5つの基本目標を掲げ、173の具体的施策を展開する。

計画の策定にあたっては、実態調査や検討委員に公募委員を加えるなど、当事者意見の反映に努めた。また、法改正の現状や、超高齢化社会の到来など、社会情勢の変化について可能な限り計画に反映している。

(2) 久留米市障害福祉計画・久留米市障害児福祉計画

障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者計画の実施計画としての性質を有しているため、基本理念を障害者計画と同一とし、同計画と一体的に取り組んでいくこととしている。計画策定にあたっては、国の示す基本指針に則して、本市の現状や過去の障害福祉サービスの実績、さらに、事業者や学識経験者等で構成される部会の意見反映に努めた。

(3) 今後の展開

計画で定めた具体的施策について、年度ごとの実施計画を定め、取組を進めていく。その際には、①庁内関係部局との連携・協力体制を構築し、②毎年度の進捗状況を所管部局が自己評価し、③進捗状況を久留米市障害者地域生活支援協議会へ報告し、④施策に対する評価・意見について次年度以降の施策展開へ反映できるように努めることとしている。

44. 障害支援区分認定事業

事業名 障害支援区分認定事業 （担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	平成 15 年度（現行制度 平成 18 年度）		
8 年度予算	13,562千円	前年度決算	10,017千円
補 助 率	—	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 障害支援区分認定調査を行うこと及び障害支援区分認定審査会を開催することで障害支援区分を決定し、障害福祉サービスを利用することにより、障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（平成26年4月より障害程度区分から障害支援区分へと変更された。）

事業内容 調査員が訪問調査により80項目の調査内容を確認し、その調査結果と主治医の意見書を医師等専門家により構成される認定審査会にかけて、身体・知的・精神等障害の多様な特性その他心身の状態に応じて、どの程度の支援が必要かという度合いを総合的に示す指標である障害支援区分を決定する。

実施状況

（単位：人）

年度 区分	R3	R4	R5	R6	R7
審査判定対象者数	823	1,111	1,081	895	1,215

45. 障害児タイムケア事業

事業名 障害児タイムケア事業 （担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	平成 17 年度		
8 年度予算	4,092千円	前年度決算	3,642千円
補 助 率	国1/2以内、県1/4以内	根拠法令等	障害者総合支援法

目 的 障害のある中高生等が放課後等に活動する場を確保するとともに、障害児を日常的にケアしている家族の就労や一時的な休息等を支援する。

事業内容 障害者支援施設・中学校・特別支援学級等において障害のある中高生等を預かるとともに、社会に適応する日常的訓練を行う。

○平成18年度まで、フレンドスクール運営事業として久留米市フレンドスクール運営委員会に委託していたが、事業統合をした。

令和7年度実施状況

委託先法人	実施場所	利用実人数
NPO法人 フレンドスクール	久留米特別支援学校	30

実施日及び実施時間（原則）

○実施場所が委託先の場合：各委託先が決めた時間

利用料 課税世帯の場合：1回につき利用料の100分の10に該当する額（上限月額18,600円）

非課税世帯の場合：利用者負担なし

46. 障害児等療育支援事業

事業名 障害児等療育支援事業（担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	平成 20 年度（中核市移行に伴う移譲事務）		
8 年度予算	4,600千円	前年度決算	2,417千円
補助率	—	根拠法令等	国要綱、市要綱

目的 在宅の身体障害児（者）、知的障害児（者）、精神障害者、難病患者等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図る。

事業内容 （1）在宅支援訪問療育等指導事業
巡回相談及び訪問による健康診査を行う。
（2）在宅支援外来療育等指導事業
在宅障害児（者）・保護者等に対し、各種の相談・指導を行う。
（3）施設支援一般指導事業
障害児通所支援事業所や障害児保育を行う保育所等の職員に対し、在宅障害児（者）の療育に関する技術の指導を行う。

実施状況 (単位：延日数)

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
在宅支援訪問療育等指導事業	33	18	38	17	17
在宅支援外来療育等指導事業	856	761	516	442	429
施設支援一般指導事業（医師有）	13	24	29	20	25
施設支援一般指導事業（医師無）	46	57	52	31	29
合 計	948	860	635	510	500

47. 重症心身障害児・者地域生活支援事業

事業名 重症心身障害児・者地域生活支援事業（担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	平成 23 年度		
8 年度予算	42,720千円	前年度決算	35,325千円
補助率	H23年度は県10/10	根拠法令等	市要綱

目的 医療的ケアが必要な方を含む重症心身障害児・者及びその家族に対して、医療・福祉の両面に通じたコーディネーターを核とした相談支援体制を構築するとともに、関係機関と連携しながら、地域における課題を解決するための様々な事業を行うとともに、新たなサービス・社会資源等の開発を行い、重症心身障害児・者及びその家族の地域生活の支援を図る。

事業内容 （1）医療的ケア短期入所支援給付
障害児・者を受け入れている、市中心部にある「小規模多機能型居宅介護事業所」「指定障害福祉サービス事業所」において、医療的ケアが必要な障害児等の短期入所を行うための看護師等の配置に必要な経費の助成を行う。
（2）重症心身障害児・者地域生活支援事業
医療的ケア短期入所を含む重症心身障害児・者の障害福祉サービス等の利用に係るコーディネートや、医療的ケアについて知識・経験を有する者による各種研修会・相談会等を行う。
（3）在宅レスパイト事業
医療的ケア児・者の健康の保持と介護する家族の介護に係る負担の軽減を目的とし、看護師又は准看護師の派遣に必要な経費の助成を行う。

48. 障害者優先調達推進事業

事業名 障害者優先調達推進事業（担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	平成 25 年度		
8 年度予算	—	前年度決算	—
補 助 率	—	根拠法令等	障害者優先調達推進法

目 的 国や地方公共団体等の公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障害者の経済面での自立を図る。

事業内容 調達方針の策定・公表

毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、優先的・積極的に物品の調達に取り組むとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表する。

取組実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
物品	100件 5,919千円	169件 6,855千円	178件 8,193千円	133件 5,891千円	137件 6,047千円
役務	7件 26,396千円	8件 26,650千円	6件 28,361千円	8件 29,522千円	9件 32,849千円
計	107件 32,314千円	177件 33,505千円	184件 36,554千円	141件 35,412千円	146件 38,896千円

- ・調達方針は物品調達額が6,000千円、役務調達額が28,000千円を上回ることを目標とした。（R 7年度）
- ・庁内の連絡会議を開催し、全庁的な優先調達推進の意識付けを行った。（H25～R 3年度、R 7年度）
- ・障害者就労施設等が提供可能な物品等についてカタログを作成し、庁内各部へ情報提供をすることで、多くの部署で優先調達の推進が図られるように努めた。（H26～R 3年度）

49. 障害者差別解消推進事業

事業名 障害者差別解消推進事業（担当課 障害者福祉課）

事業開始年度	平成 27 年度		
8 年度予算	311千円	前年度決算	78千円
補 助 率	—	根拠法令等	障害者差別解消法

目 的 障害を理由とする差別の解消を推進し、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

事業内容 （1）市の基本方針等の策定等

障害者差別解消法の施行を受け、庁内体制を整備し、市の基本方針や職員対応要領を策定したうえ、法の趣旨や市の基本方針等の職員への周知を図る。

（2）市民への啓発

講演会等の開催、啓発パンフレットの作成等により、法の趣旨や市の基本方針等の周知を図る。

（3）障害者差別解消支援地域協議会の運営

当事者団体、教育、福祉・医療など多機関から選出された委員で構成する協議会において、差別事案の解決策や、市の基本方針に基づく施策の企画立案、実施状況、推進方針等について協議・検討し、差別解消を具現化する取組を行う。

（4）相談窓口及び障害者差別解消調整委員会の設置

障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応するため、相談及び紛争解決のための体制を整備し、また、相談者等の求めに応じて、「障害者差別解消調整委員会」において差別相談に係る事案の解決を図るための助言又はあっせんを行う。

50. 障害者虐待防止対策事業

事業名 障害者虐待防止対策事業 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	平成 24 年度		
8 年度予算	5,449千円	前年度決算	4,402千円
補 助 率	国1/2以内、県1/4以内	根拠法令等	障害者虐待防止法 障害者総合支援法

目 的 障害者に対する虐待の未然防止や早期発見・早期支援を行い、障害者の権利利益の援護に資するとともに、併せて養護者等に対する負担軽減等の支援を行う。

事業内容 (1) 障害者の権利擁護に関する相談支援

(2) 市民への啓発

講演会等の開催、啓発パンフレットの作成等により、法の趣旨や障害者虐待防止への理解促進を図る。

相談件数 (単位：件)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
相談件数	67	71	95	115	102

相談内容別 (単位：件)

年度	身体的	性的	心理的	放棄・放任	経済的	その他	計
R3	17 (3)	1 (0)	28 (2)	1 (0)	9 (0)	11 (0)	67 (3)
R4	9 (1)	2 (1)	35 (2)	1 (0)	10 (0)	14 (0)	71 (4)
R5	15 (0)	5 (0)	33 (1)	3 (0)	21 (2)	18 (0)	95 (3)
R6	25 (2)	3 (0)	48 (0)	5 (0)	18 (2)	16 (0)	115 (4)
R7	27 (3)	1 (1)	35 (1)	7	18 (2)	14	102 (7)

※ () は、虐待と認定した件数

※各年度4月1日時点

※平成27年度より、「障害者虐待防止対策支援事業」から統合

51. 成年後見促進事業

事業名 成年後見促進事業 (担当課 障害者福祉課)

事業開始年度	平成 14 年度		
8 年度予算	12,991千円	前年度決算	7,996千円
補 助 率	国1/2以内、県1/4以内	根拠法令等	知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等

目 的 知的障害者や精神障害者で判断能力が低下した人を権利侵害から擁護するため、法律に基づき、後見等の申し立てを行うとともに、制度の周知や相談を行い、適切な制度運用を図る。

事業内容 判断能力が不十分な知的・精神障害者を対象とした成年後見制度における相談、啓発事業を行うとともに、対象者に身寄りが無く本人の福祉を図る必要が認められる場合は市長申立てを行う。

※ 平成27年度より、「知的・精神障害者成年後見・相談事業」から統合

52. 障害者施設等一覧（久留米市内施設）

（１）障害者支援施設

＊令和８年４月１日時点

サービス種別	施設名	所在地	定員	電話
施設入所支援	ドリームハウス久留米	久留米市上津町2228番地533	30	0942-21-2328
	障がい者支援施設 ウェルフェアマリア	久留米市上津町2228番地321	40	0942-21-1188
	太陽の園	久留米市山川町1042番地	35	0942-44-5300
	若葉	久留米市山本町耳納字荒木1-1	40	0942-44-2951
	栄光園	久留米市三潯町西牟田6323番地13	50	0942-64-5858
	障害者支援施設耳納学園	久留米市田主丸町中尾1274番地3	34	0943-72-2743
	千歳療護園	久留米市田主丸町中尾1274番地4	40	0943-73-1793
	第二千歳療護園	久留米市田主丸町中尾1274番地4	40	0943-73-1793
	田主丸一麦寮	久留米市田主丸町竹野618番地1	60	0943-73-1324
	第二田主丸一麦寮	久留米市田主丸町竹野618番地1	30	0943-73-1324
	北野学園	久留米市北野町塚島509番地1	60	0942-78-2363
	第二北野学園	久留米市北野町塚島240番地3	60	0942-78-3323
			519	

（２）（指定・基準該当）障害福祉サービス事業所

サービス種別	施設名	所在地	定員	電話
療養介護	ゆうかり医療療育センター	久留米市田主丸中尾1274番地1	150	0943-73-0152

サービス種別	施設名	所在地	定員	電話
生活介護	ドリームハウス久留米	久留米市上津町2228番地533	40	0942-21-2328
	障がい者支援施設 ウェルフェアマリア	久留米市上津町2228番地321	50	0942-21-1188
	太陽の園生活介護事業所	久留米市山川町1042番地	35	0942-44-5300
	若葉	久留米市山本町耳納字荒木1-1	40	0942-44-2951
	荒木学園	久留米市山川神代1丁目8番8号	20	0942-44-6770
	出会いの場ボレボレ	久留米市安武町武島468番地2	30	0942-27-2039
	グローリーきずな（生活介護ゆめ）	久留米市荒木町今132番地3	20	0942-26-2894
	ウェルあらき	久留米市荒木町下荒木30-1	20	0942-65-5862
	夢工房	久留米市御井町1859番地12	10	0942-44-0557
	つどいのいえ 和歩和歩	久留米市国分町726-1	10	0942-80-2617
	千歳療護園	久留米市田主丸町中尾1274番地4	40	0943-73-1793
	第二千歳療護園	久留米市田主丸町中尾1274番地4	40	0943-73-1793
	田主丸一麦寮	久留米市田主丸町竹野618番地1	70	0943-73-1324
	第二田主丸一麦寮	久留米市田主丸町竹野618番地1	40	0943-73-1324
	北野学園	久留米市北野町塚島509番地1	80	0942-78-2363
	第二北野学園	久留米市北野町塚島240番地3	80	0942-78-3323
	栄光園	久留米市三潯町西牟田6323番地13	50	0942-64-5858
	栄光園 通所 きぼう（生活介護よりみち）	久留米市三潯町西牟田6323番地14	40	0942-64-5858
	ウェル城島	久留米市城島町江上637番地1	30	0942-62-6966
	バンビーノ（多機能型生活介護どんぐり）	久留米市藤光町字屋敷183番地1	10	0942-65-3880
	生活介護たけの子	久留米市東合川4丁目12-20	20	0942-44-2157
	ウェル城島 2nd	久留米市城島町江上字東野638番地1	20	0942-62-6966
	ほのぼのランド	久留米市高野1丁目2-12	10	0942-46-9218
	生活介護 こどもの園 未来	久留米市荒木町今132番地24	7	0942-27-9749
	リカバリーセンターくるめ	久留米市大善寺大橋1丁目6-3	10	0942-65-4227
	楓樹	久留米市山本町耳納1番地1	30	0942-44-3853

	爽和	久留米市山川町1082番地1	20	0942-48-0102
	生活介護事業所 ちるる	久留米市東合川7丁目1番23号 コンフォーレ1階	20	0942-48-1947
	多機能型福祉施設ohana	久留米市田主丸町恵利952番地4	10	0943-72-1100
	スウィングキッズ	久留米市安武町武島191-7	5	0942-55-1823
	Re:arc	久留米市長門石2丁目1番22号	20	0942-46-8218
	リハビリデイサービス響	久留米市津福今町361番地37	12	0942-37-6767
	デイサービス ひびき久留米中央	久留米市諏訪野町2157番地2	37	0942-37-6767
	デイサービス ひびき久留米西	久留米市荒木町白口2495番地	25	0942-27-0111
	あいむ	久留米市津福今町459番地10	5	0942-25-8875
	重心型デイサービスリブライフワンズみなみ	久留米市国分町1845-3 エスパシオ南町1階	5	0942-65-3609
			1,011	

サービス種別	施設名	所在地	定員	電話
基準該当 生活介護	デイサービスセンター笑福亭	久留米市東櫛原町666番地1	35	0942-35-2929
	あかりデイサービス	久留米市大善寺町宮本342番地23	40	0942-27-8238
	デイサービス風太	久留米市通東町5番地16 富士ビル1F	30	0942-30-3322
			105	

サービス種別	施設名	所在地	定員	電話
自立訓練 (生活訓練)	障害者自立訓練サポートセンターわーよか	久留米市国分町1326番地1大津山ビルⅢ	6	0942-51-8141
	ひとつ星	久留米市通東町5-16 富士ビル504	10	0942-27-7414
	リカバリーセンターくるめ	久留米市大善寺大橋1丁目6-3	10	0942-65-4227
	フレア	久留米市野中町887番地4	6	0942-27-5504
	デイサービス ひびき久留米中央	久留米市諏訪野町2157番地2	37	0942-37-6767
	デイサービス ひびき久留米西	久留米市荒木町白口2495番地	25	0942-27-0111
	リハビリデイサービス響	久留米市津福今町361番地37	10	0942-37-6767
	Re:arc	久留米市長門石2丁目1番22号	10	0942-46-8218
			114	

サービス種別	施設名	所在地	定員	電話
基準該当 自立訓練 (生活訓練)	あかりデイサービス	久留米市大善寺町宮本342番地23	40	0942-27-8238
	デイサービス風太	久留米市通東町5番地16 富士ビル1F	30	0942-30-3322
			70	

サービス種別	施設名	所在地	定員	電話
宿泊型自立訓練	ヒルトップヴィラ野添	久留米市藤山町1730番地3	20	0942-22-5316

サービス種別	施設名	所在地	定員	電話
基準該当 自立訓練 (機能訓練)	あかりデイサービス	久留米市大善寺町宮本342番地23	40	0942-27-8238
	デイサービス風太	久留米市通東町5番地16 富士ビル1F	30	0942-30-3322
			70	

サービス種別	施設名	所在地	定員	電話
就労移行支援	スプラيف 久留米センター	久留米市東町40番12号 久留米QRビル3F	20	0942-33-5370
	障害者自立訓練サポートセンターわーよか	久留米市国分町1326番地1 大津山ビルⅢ	6	0942-51-8141
	福岡県障害者雇用支援センター ‘あゆむ’	久留米市百年公園1番1号 久留米リサーチセンタービル 4F	20	0942-34-4400
	障害福祉サービス事業 ジョイン	久留米市東町40番地16 サケミビル5F	20	0942-35-7227

	ディーキャリア 久留米オフィス	久留米市東町36番8号 ステーションプラザ久留米ビル1F-B	20	0942-37-8817
	ふたつ星	久留米市通東町5番地16 富士ビル306	6	080-3723-9075
	ウェルビー西鉄久留米駅前センター	久留米市東町40番地12 久留米QRビル6階	20	0942-64-9166
	Cocorport西鉄久留米駅前Office	久留米市天神町1-8 千歳プラザ西館 6F-A号室	20	0942-27-6867
			132	

サービス種別	施設名	所在地	定員	電話
就労継続支援A型	K'sファーム	久留米市野中町727-5	20	0942-80-2729
	MOCA	久留米市青峰2丁目1番3号	20	0942-65-5178
	れんこん	久留米市通外町70番地2	20	0942-37-5151
	就労継続支援センターすまいる	久留米市上津町1832	20	0942-21-9921
	出会いの場 ポレポレ	久留米市安武町武島468-2	10	0942-27-2039
	夢創園	久留米市安武町安武本3092番地	20	0942-65-9229
	藍	久留米市通東町5番地16 富士ビル305	20	0942-35-6751
	就労支援センター まんまる	久留米市六ツ門町21番地7 明石第2ビル103号	20	0942-30-6327
	スキルアップ事業所	久留米市新合川2-6-27 ゆめパークビル5F	20	0942-45-7355
	ほう・れん・そう	久留米市東町5番地10	20	0942-65-8997
	東建アグリ	久留米市城島町城島606	20	0942-62-5550
	就労支援事業所 福笑い久留米	久留米市東町1-15 善明ビル1階	20	0942-35-6000
	ラピア	久留米市東町25-54	14	0942-27-8698
	TANOSHIKA FARM	久留米市津福本町845番地5	20	0942-38-2655
	TANOSHIKA CREATIVE 諏訪野町	久留米市諏訪野町1-22 ワカナセントラルプレイス5F	20	0942-80-6216
	TANOSHIKA CREATIVE 東町	久留米市東町25-3 ブラザービル2階	20	0942-65-6842
	TANOSHIKA PLUS	久留米市津福本町1587番地11	20	0942-27-5823
	ステップハート	久留米市荒木町荒木486番地39	20	0942-27-1360
	Y O - K I T A N O	久留米市北野町高良1985番地15	10	0942-78-0510
	サンクスラボ・久留米オフィス	久留米市東町39-13 山翠楼ビル5F	20	0942-65-7278
	ファステラウン	久留米市三猪町西牟田6333番地38	20	080-3909-4470
	就労支援 おなか元気	久留米市東町30番地19 2階	20	090-7210-9375
	就労継続支援A型事業所Turbo	久留米市中央町19番地1	15	0942-48-5618
	つながアカデミー	久留米市六ツ門町3番地11 くるめりあ六ツ門4階	20	070-8397-1876
	就労継続支援A型事業所フリーダム	久留米市田主丸町秋成725-1	20	0943-88-0503
			469	

サービス種別	施設名	所在地	定員	電話
就労継続支援B型	荒木学園	久留米市山川神代1丁目8番8号	20	0942-44-6770
	就労支援室 レガロ	久留米市西町473番地2	20	0942-36-5564
	出会いの場 ポレポレ	久留米市安武町武島468番地2	10	0942-27-2039
	東町公園「つどい」	久留米市東町31番地31	20	0942-46-5252
	特定非営利活動法人ほのぼの	久留米市高野1丁目2-12	10	0942-46-9218
	えがお	久留米市長門石5丁目5番3号 セジュール宮前1F	20	0942-27-5871
	夢工房	久留米市御井町1859番地12	10	0942-44-0557
	久留米はぜの実共同作業所	久留米市大石町521番地1	20	0942-35-5338
	障害者支援施設耳納学園	久留米市田主丸町中尾1274番地3	40	0943-72-2743
	ステップ	久留米市田主丸町竹野631番地1	40	0943-72-1781
	レガート	久留米市北野町中498-1	20	0942-55-9572
	寺子屋工房	久留米市北野町今山411番地の3	40	0942-23-1301

ウェル城島	久留米市城島町江上637番地1	30	0942-62-6966
栄光園 通所 きぼう（就労継続支援B型 ところ）	久留米市三潯町西牟田6323番地14	20	0942-64-5858
studio nucca	久留米市諏訪野町2742番地4 佐田ビル1F	20	0942-65-3433
一般社団法人就労支援フラワー	久留米市東合川7丁目4番21	20	0942-43-7611
「不思議の国のアリス」	久留米市諏訪野町2355-1 第15上野ビル1階-D	20	0942-30-1860
Be-i t	久留米市通東町5番地16 富士ビル401	20	0942-30-7310
就労支援センター あとむ	久留米市藤山町696-11	20	0942-27-5701
ひかりワークサポートくるめ	久留米市日吉町9-2	40	0942-36-5833
NP0法人 仁王丸 ラー・ソレイユ	久留米市御井旗崎3丁目12番4号	20	0942-43-9875
就労継続支援B型作業所 ici et la	久留米市東町25番地26	20	0942-33-1158
就労支援せんたー まんまる	久留米市善導寺町飯田438-12	20	080-4696-6586
不思議の国のマーメイド	久留米市東町5-13 ミチパールマンション101	20	0942-30-1860
くれよん	久留米市三潯町田川2374番地1	20	0942-55-1077
いきいきLIFE WORK 津福	久留米市津福本町491-9	20	0942-64-9988
Symbi	久留米市山本町豊田1939番地1	20	0942-48-0111
リカバリースペース桜	久留米市櫛原町38-1	20	0942-48-1227
ひまわり	久留米市荘島町16番地22	40	0942-50-0300
Hamaru	久留米市中央町19番地1	20	0942-48-5619
K's bee	久留米市野中町727-5	20	0942-80-2729
カリン	久留米市高良内町2786-1	20	0942-48-1441
ごろりん	久留米市御井旗崎1丁目11-64	20	0942-48-0263
就労支援事業所 ふくろう	久留米市諏訪野町1626-1	20	0942-21-5870
+you	久留米市北野町中31番地	20	0942-23-1030
不思議の国のウェンディ	久留米市国分町940-2	20	0942-30-1860
久留米就労支援B型事業所 つなぐ	久留米市国分町1332-4	20	080-1705-9741
就労継続支援B型事業所ハナミズキ	久留米市宮ノ陣1丁目1番15号	20	0942-65-8154
ミエルカ 久留米	久留米市諏訪野町1-22 ワカナセントラルプレイス2F	20	0942-64-9619
多機能型福祉施設ohana	久留米市田主丸町恵利952番地4	10	0943-72-1100
ツインサクセス	久留米市東町495-1 ツインステートビル2階	40	0942-64-9736
フレア	久留米市野中町887番地4	14	0942-27-5504
ふれあいの園 就労継続支援B型事業所	久留米市城島町四郎丸269-2	20	080-3224-8188
リンク	久留米市国分町1413-7	20	080-3951-0279
いろどり	久留米市三潯町玉満49番地4	20	0942-64-8485
わくワークステーション千歳	久留米市御井町2518番地2	20	0942-43-0556
ハウジングカフェワーク	久留米市上津1丁目5-26	20	0942-21-1400
MORE	久留米市長門石4丁目2-9-1F	20	0942-65-5488
えんの道	久留米市大善寺南1丁目21-14	20	0942-55-8701
むすび	久留米市田主丸町殖木284-1	20	0943-75-2471
不思議の国のベル	久留米市国分町1510-4 荻原店舗A	20	0942-30-1860
れんこん	久留米市通外町70番地2	20	0942-37-5151
スローライフ	久留米市荒木町白口2324番地3 古賀第二ビル105	20	0942-65-6475
スキルアップ事業所	久留米市東櫛原町2633-1 のぼらビル206号	20	0942-45-7355
ココラボ	久留米市三潯町生岩932-9	20	080-5376-5113
ファステラウンポーラ	久留米市三潯町西牟田6333-21	20	080-3909-4470
就労継続支援B型 kurupiece	久留米市小頭町1番地21	20	0942-32-3085
就労継続支援B型事業所フリーダム	久留米市田主丸町秋成725-1	20	0943-88-0503
就労継続支援B型事業所ハイクリア	久留米市津福今町219-6	20	0942-64-9900

	あいら 就労継続支援 B型	久留米市城島町六町原291-6	20	0942-65-5596
	サントムーン	久留米市上津町1659-4	20	0942-48-3995
	ひまわり久留米	久留米市東合川6丁目1-56	20	080-8594-9664
	就労継続支援B型 いなほ	久留米市山川町1071-1	20	0942-48-7147
	就労継続支援B型 東建アグリ	久留米市城島町城島606	20	0942-62-5550
	就労継続支援B型事業所 みらいの じかん	久留米市田主丸町長栖620番地2	20	090-2367-5833
	就労継続支援B型事業所MORE Nextー モア ネクストー	久留米市東櫛原町2044 コーポ脇Ⅱ107	20	092-726-0291
	MIRAIE久留米	久留米市山川追分2-6 グラン・クリュ1F	20	0942-48-7800
			1,424	

(3) 共同生活援助事業所

サービス種別	施設名	所在地	定員	電話
共同生活援助 (外部サービス利用型)	グループホーム サファイア	久留米市荒木町荒木字東 4058 番 2	6	0942-26-2626
	ルピナス 1	久留米市本町 7-194	5	0942-33-3900
	ルピナス 2	久留米市本町 7-194	5	0942-33-3900
	ルピナス 3	久留米市梅満町字大道端 994-6 2 階	6	0942-33-3900
	A C T ホーム せのした	久留米市瀬下町 181-1 ロックフィル瀬下 317 号	7	0942-80-2439
	A C T ホーム あいかわ	久留米市合川町 102 サクヤパーク 101 号	4	0942-80-2439
	れもんの木	久留米市善導寺町与田 283 番地 4	6	090-3605-2485
	れもんの木 1 番館	久留米市通町 112-10 206 号	9	090-3605-2485
	れもんの木 2 番館	久留米市通町 6-18 302 号	6	090-3605-2485
			54	

サービス種別	施設名	所在地	定員	電話
共同生活援助 (日中サービス 支援型)	スターホーム KURUME	久留米市御井旗崎4丁目6番30号 2階	15	0942-43-3610
	医療ケアRe'sela Holmes三潯	久留米市三潯町西牟田2028-1	20	0942-64-8830
	グループホーム友愛	久留米市荒木町荒木1961-32	16	0942-27-5973
	えーる・ソフィア	久留米市国分町 828 番地 3	16	0942-30-1860
	ソーシャルインクルーホーム久留 米北野町	久留米市北野町今山 318-2	20	0942-78-2251
	スターホーム MIZUMA	久留米市三潯町西牟田 4462-4	20	0942-64-8028
	クライスハイム久留米北野町事業 所	久留米市北野町今山 127 番地 2	20	0942-48-1871
	クライスハイム久留米高良内町事 業所	久留米市高良内町 1057 番地 7	20	0942-64-8425
	ソーシャルインクルーホーム久留 米三潯町	久留米市三潯町西牟田 6289-5	10	0942-65-2551
	Stars 久留米北野町	久留米北野町稲敷 481	20	050-5482-9778
	えーる・ジャスミン	久留米市花畑 3 丁目 6-16	18	0942-30-1860
	スターホーム TANUSHIMARU	久留米市田主丸町田主丸 936-1	5	0943-73-7360
	ユースタイルホーム 久留米 共 同生活援助	久留米市三潯町玉満 2618-1	10	0942-48-0909
	Stars 久留米三潯町	久留米市三潯町玉満 2108-1	20	050-5482-9832
	パートナーガーデン久留米	久留米市北野町今山 729-1	20	0942-48-3575
			250	

サービス種別	施設名	所在地	定員	電話
共同生活援助 (介護サービス包括型)	キラキラホーム	久留米市山本町豊田1656番地5	7	0942-44-2951
	ほのぼのホーム	久留米市山本町豊田1656番地5	7	0942-44-2951
	ゆうゆうホーム	久留米市山本町豊田1656番地5	7	0942-44-2951
	ケアホームグローリー	久留米市荒木町今132番地3	10	0942-26-2894
	ケアホームグローリー 2 6	久留米市荒木町今132番地3	5	0942-26-2894

チェムチェム	久留米市安武町安武本2885番地22	6	0942-27-3992
ニュンバ	久留米市安武町武島字彼岸田187番地1・190番地1	17	0942-27-0605
三原さん家	久留米市安武町武島字古賀中526番地1	4	0942-27-1100
御井あんだんて	久留米市御井町字大鳥居1629番地1	7	0942-43-6121
こりんずハウス	久留米市中央町33番地16	6	0942-35-4720
耳納苑	久留米市善導寺町飯田182番地4	5	0942-44-6770
ひまわり	久留米市荒木町今53番地7	20	0942-64-5858
ひまわり2	久留米市荒木町今53番地7	7	0942-64-5858
たんぽぽ	久留米市三潆町西牟田6525-2	7	0942-64-5858
しいのみ	久留米市荒木町今54番地1	13	0942-64-5858
ホープ 01	久留米市上津町字向野2523番地1	6	0942-22-0220
一麦ハウス	久留米市田主丸町竹野907番地1	5	0943-72-1618
むぎハウスA	久留米市田主丸町志塚島449番地5	6	0943-72-1781
スマイルハウス	久留米市城島町江上105番地1・105番地2	10	0942-62-6966
ひまわり	久留米市城島町江上23番地	20	0942-62-6966
ひまわりセカンド	久留米市城島町江上25番地1・25番地2	5	0942-62-6966
あさがお	久留米市城島町江上字町中26-1	6	0942-62-6966
こすもす	久留米市三潆町西牟田6452-18	8	0942-65-2230
はーと・けあほーむ 1	久留米市日吉町19-18 ロマネスク通町第2 603号室	10	0942-30-1910
はーと・けあほーむ 2	久留米市東町2-4 朝日プラザ久留米 ステーションスクエア 402号室	5	0942-30-1910
はーと・けあほーむ 3	久留米市大手町5-5 ダイナコート久留米 駅前902号室	9	0942-30-1910
はーと・けあほーむ 4	久留米市東和町2-3 ルエメゾンロワール 久留米Ⅱ 102号室	8	0942-30-1910
はーと・けあほーむ 5	久留米市篠原町1-2 FLEX久留米駅前 202号室	6	0942-30-1910
はーと・けあほーむ 6	久留米市小頭町2-41 ローズガーデン 903号室	8	0942-30-1910
はーと・けあほーむ 7	久留米市東町402-2 ロマネスク東町 903 号室	10	0942-30-1910
はーと・けあほーむ 8	久留米市大手町4-16 ルエ・メゾンロワール 久留米Ⅰ 703号	4	0942-30-1910
はーと・けあほーむ 9	久留米市日吉町11番地9 ヴェルデ360 202号室	4	0942-30-1910
はーと・けあほーむ 10	久留米市通町7-1 平成ビル 403号室	2	0942-30-1910
フェリオ津福	久留米市津福本町952-2	7	0942-80-5645
カメラ1	久留米市津福今町457-2 スクウェアガー デン301	6	090-4353-8039
カメラ3	久留米市津福今町457-2 スクウェアガー デン303	4	090-4353-8039
カメラ5	久留米市津福今町457-2 スクウェアガー デン305	4	090-4353-8039
めぞん・ティンカーベル	久留米市花畑2丁目11-2 11-3	10	0942-30-1860
ヒルサイドテラスのぞえ	久留米市藤山町1730番地9	23	0942-22-6540
ソレイユ1	久留米市御井町1804番地2	6	0942-25-8424
ソレイユ3	久留米市国分町876番地5タウニィ明星201 号	2	0942-25-8424
ソレイユサイクルパーク前	久留米市国分町365番地72	4	0942-25-8424
ソレイユ合川町	久留米市合川町田代1213-6	4	0942-25-8424
ソレイユ4	久留米市御井町1804番地2 エステート御 井A棟	2	0942-25-8424
アヤメの家・国分	久留米市国分町403-3	7	0942-22-2018
寺子屋ホーム	久留米市北野町今山370-3	7	0942-23-4085
東の家	久留米市城島町檜津59-12	7	0942-62-5518

グループホーム ほのか	久留米市御井町1753-3	4	0942-44-2157
障害者グループホームわおん・福岡南（国分）	久留米市国分町1149-2	5	090-4778-2745
障害者グループホームわおん・福岡南（合川）	久留米市合川町8-15	4	090-4778-2745
障害者グループホームわおん・福岡南（豊国）	久留米市国分町1294-5 豊国スカイマンション907号室	2	090-4778-2745
グッドフェローズ 壱番館	久留米市荒木町荒木1313-93	5	0942-80-8777
グッドフェローズ 弐番館	久留米市上津2丁目7-12	4	080-5257-3186
グッドフェローズ 参番館	久留米市梅満町401-7	4	080-5257-3186
グッドフェローズ 四番館	久留米市合川町1156番地24	5	0942-80-1193
グッドフェローズ 伍番館	久留米市東櫛原町137番地8	5	0942-45-3655
めぞん・ピーターパン	久留米市御井旗崎1丁目9番地7 レジデンス垂依御井旗崎203号	7	080-3272-7695
グループホーム かけはし	久留米市三潴町田川55番地8	6	0942-64-3320
ルルド	久留米市北野町金島字白高田2261番地	10	0942-44-6770
ルーツ田主丸Ⅰ	久留米市田主丸町中尾873-9	10	0943-72-0130
ルーツ田主丸Ⅱ	久留米市田主丸町中尾873-9	10	0943-72-0160
アイラ西牟田	久留米市三潴町西牟田4498-4	6	0942-65-5434
アイラ下荒木	久留米市荒木町下荒木1201	5	0942-65-5434
アイラ藤田	久留米市荒木町藤田1350番地2	4	0942-65-5434
アイラ津福本Ⅰ	久留米市津福本町108-8	4	0942-65-5434
和みⅠ	久留米市城南町8-24 ステーションビル2206号	7	0942-65-8220
和みⅡ	久留米市花畑1丁目3-7 大幸第3パレス501	7	0942-65-8220
和みⅢ	久留米市城南町12-40ダイヤモンドビル301号	3	0942-65-8220
あっとホームきたの	久留米市北野町今山458番地2	7	0942-23-1030
ガーデンテラス・エルサA棟	久留米市大善寺町宮本343番地1A棟101号	10	0942-30-1860
ガーデンテラス・エルサB棟	久留米市大善寺町宮本343番地1B棟101号	10	0942-30-1860
ガーデンテラス・エルサC棟	久留米市大善寺町宮本343番地1C棟101号	10	0942-30-1860
グループホーム 椿ハウス	久留米市宮ノ陣1丁目1番14号	7	0942-65-3897
グループホーム 椿ハウスⅡ	久留米市宮ノ陣1丁目1番13号	7	0942-65-4175
グループホーム太陽の舟	久留米市江戸屋敷1丁目14番地51	4	0942-65-6145
サークルホーム津福本町	久留米市津福本町561-11	4	080-4694-0035
サークルホーム津福今町	久留米市津福今町471-36	4	080-4694-0035
サークルホーム梅満	久留米市梅満町1190-1 光風ハイツ106	9	080-4694-0035
グループホーム笑がおの和 御井中央	久留米市御井町1681-5 坂井ビル107号	8	0942-44-7252
グループホーム笑がおの和 野中	久留米市野中町79-1 ルピナス107号	5	0942-44-7252
グループホーム笑がおの和 国分	久留米市国分町1250番地1 レ・コパン101号	5	0942-44-7252
グループホーム笑がおの和 御井西	久留米市御井町1970番地5 サハラビル102号	5	0942-44-7252
グループホーム笑がおの和 御井東	久留米市御井町588 105号室	6	0942-44-7252
growth 久留米	久留米市東町402-2 ロマネスク東町1101	9	0942-55-8469
growth 花畑	久留米市花畑2丁目14-3 ハイラーク花畑駅前605	4	0942-55-8469
Growth 螢川	久留米市螢川町7-9ロマネスク通町608	7	0942-55-8469
Growth 六ツ門	久留米市六ツ門町3-62アーバンクルーザー六ツ門403	6	0942-55-8469
Growth 櫛原	久留米市篠原町4-10 トーカンマンション久留米駅東504	3	0942-55-8469
わおん田主丸Ⅰ	久留米市田主丸町地徳1584-1	10	0943-73-9056
わおん田主丸Ⅱ	久留米市田主丸町地徳1584-1	10	0943-73-9056
グループホーム Link	久留米市国分町1618番地2	6	090-1365-0566

TUMUGI BASE 三渚 A棟	久留米市三渚町生岩1128番地1	10	0942-64-8344
TUMUGI BASE 三渚 B棟	久留米市三渚町生岩1128番地1	10	0942-64-8344
ルーツ御井	久留米市山川町364-14	7	0942-27-5271
ルーツ御井Ⅱ		9	
共同生活援助musubi	久留米市国分町1675番地1サンビレッジ久留米B棟101	8	070-4078-8326
レイ・フィールド	久留米市国分町784番地8 ロイヤルマンション国分407号	5	090-9569-9417
グループホームつむぎ国分	久留米市国分町1311-3 アールグレイヒルズ103号	5	080-9053-1021
グループホームつむぎ朝妻	久留米市朝妻町5-37 大洋第3コーポ	4	080-9053-1021
共同生活援助 KOHARUBI	久留米市東合川9丁目13番18号 華201号		080-9108-9528
グループホーム Link 荒木	久留米市荒木町荒木1661-1	5	080-3373-0566
グループホーム Link 南町	久留米市南1丁目24-6	4	080-3373-0566
グループホーム Link 花畑	久留米市西町930-1 ダイナコート久留米レジックス	3	080-3373-0566
障がい者グループホーム優つづく	久留米市津福本町287-3 101号	10	050-8882-7718
		706	

(4) 障害児通所支援事業所

サービス種別	施設名	所在地	定員	電話
児童発達支援	ひばり園	久留米市上津町2228番地1043	20	0942-21-1932
	コアラ園	久留米市田主丸町中尾1274番地2	20	0943-73-2979
	プレイスクール LikePot	久留米市通東町5-16	10	0942-36-7070
	プレイスクール LikePot 久留米南	久留米市野状間1丁目20-53	10	0942-65-3366
	こどもの園 未来	久留米市荒木町荒木1312-24	17	0942-27-9749
	こどもサポートルームアクア	久留米市南3丁目3番26号	10	0942-27-8320
	バンビーノ（多機能型障害児施設 ころころ）	久留米市藤光町字屋敷183番地1	17	0942-65-3880
	SOALA 久留米校	久留米市篠山町176-1	20	0942-91-1600
	聴覚障害児支援 かいじゅうの森	久留米市高良内町2935番地	10	080-4278-5468
	スウィングキッズ	久留米市安武町武島191-7	5	0942-55-1823
	児童デイサービスるんるん	久留米市北野町赤司1741	10	0942-78-0166
	こどもサポートルーム クレア	久留米市御井町1595-5	10	0942-27-6471
	いきいきHAPPY STEP 津福	久留米市津福本町491-9	10	0942-64-9988
	おひさま	久留米市善導寺町飯田204-1	10	0942-47-3688
	青木友愛園	久留米市城島町上青木293番地1	10	0942-55-6668
	出合いの場 Leo	久留米市荘島町9-10	10	0942-35-1857
	太陽のリハげんき 久留米教室	久留米市日吉町106番地5	10	0942-65-4365
	太陽のリハげんき 久留米上津教室	久留米市本山1-10-10 フェスティバルガーデン上津2F	10	0942-22-1100
	児童発達支援・放課後等デイサービスMORE～モア～諏訪野校	久留米市諏訪野町2705-2 小財第二ビル103号室	10	0942-35-8888
	児童発達支援・放課後等デイサービスMORE～モア～山川校	久留米市山川追分2-6-51 グランクリュ山川1階	10	0942-48-0744
	児童発達支援・放課後等デイサービスMORE～モア～津福校	久留米市津福本町1599番地26	10	0942-27-5723
	こども発達応援センター プラムチャイルド	久留米市田主丸町菅原2276番地1	10	080-5286-9953
	重心型デイサービスリブライフみなみ	久留米市国分町1845番地3 エスパシオ南町1階	5	0942-65-3609
	LikePot久留米中央	久留米市櫛原町47番地16	10	0942-40-4545
	Cocot	久留米市御井旗崎4丁目2番14号	10	0942-45-3008
	かぶとむしクラブ さうすみのう	久留米市高良内町3798-1	20	0942-48-1529
	療育ケアMARINE RAINBOW 久留米高校前	久留米市津福本町133番地8	10	0942-80-4082
	クオリティ・オブ・ライフ久留米支援教室	久留米市城南町8番地24 ステーションビル11 1階	10	0942-34-7727

	コペルプラス 久留米教室	久留米市野中町1302-3	10	0942-64-9613
	チカララ	久留米市梅満町32番地4 2階	10	080-7233-4520
	こどもデイサービスにこらぼ	久留米市東合川7丁目8番1号	10	0942-65-5927
	ららかなまる	久留米市津福本町517番地4	15	0942-27-7033
	キッズデイサービス あいむ	久留米市津福今町459番地10	5	0942-25-8875
	療育ステーション Colorful	久留米市三潅町玉満2385番地3	10	0942-27-8127
	コペルプラス久留米花畑教室	久留米市花畑1-23-2 西鉄花畑店舗1階 103区画	10	0942-65-7457
	mimico久留米	久留米市中央町37-15	10	0942-65-6023
	みらいキッズ久留米	久留米市諏訪野町1903番地21	10	0942-46-7123
	アップルきつず久留米	久留米市城南町13-13	5	0942-27-8617
			419	

サービス種別	施設名	所在地	定員	電話
放課後等デイサービス	コアラ園	久留米市田主丸町中尾1274番地2	10	0943-73-2979
	芽愛	久留米市山本町耳納字荒木1番地1	10	0942-45-7711
	LikePot久留米	久留米市通東町5-16	20	0942-36-7070
	LikePot久留米南	久留米市野状間1丁目20-53	10	0942-65-3366
	こどもの園 未来	久留米市荒木町荒木1312-24	24	0942-27-9749
	こどもサポートルーム アクア	久留米市南3丁目3番26号	10	0942-27-8320
	こどもサポートルーム クレア	久留米市御井町1595-5	10	0942-27-6471
	つどいのいえ 和歩和歩	久留米市国分町726-1	10	0942-80-2617
	バンビーノ（多機能型障害児施設 ころころ）	久留米市藤光町字屋敷183番地1	17	0942-65-3880
	児童サポートセンターstep	久留米市諏訪野町1814-8	10	0942-27-6657
	発達未来塾カラズ	久留米市野中町53番地7	20	0942-65-3522
	こどもデイサービスありがとう	久留米市北野町高良1519-2	10	0942-78-0566
	児童サポートセンターじゃんぷ	久留米市国分町1102-1	20	0942-27-6630
	SOALA 久留米校	久留米市篠山町176-1	10	0942-91-1600
	こどもデイサービス旭	久留米市三潅町福光307番地 1階	20	080-2733-2946
	放課後等デイサービス すまいる	久留米市御井旗崎1丁目6-14	10	0942-65-6593
	チャイルドハート久留米シエスタ	久留米市野中町413-4 A-1ビル2A	10	0942-41-4500
	聴覚障害児支援 かいじゅうの森	久留米市高良内町2935番地	10	080-4278-5468
	児童デイサービスるんるん	久留米市北野町赤司1741	20	0942-78-0166
	スウィングキッズ	久留米市安武町武島191-7	20	0942-55-1823
	ダブルピース	久留米市野中町1302番地3	20	0942-64-9612
	放課後等デイサービス アベブランコ	久留米市荒木町白口375番地4	30	0942-27-5721
	放課後等デイサービス まなざし	久留米市三潅町玉満1757番地6	10	0942-55-3133
	放課後等デイサービス まなざしみづま	久留米市三潅町草場554-1	10	0942-65-3035
	児童サポートセンター あっぷ	久留米市東合川町665-9	10	0942-65-5796
	いきいきHAPPY STEP 津福	久留米市津福本町491-9	10	0942-64-9988
	かぶとむしクラブみのう	久留米市上津町2125-166	20	0942-64-9877
	放課後等デイサービス こどもプラス 久留米教室	久留米市津福今町島崎499-1	10	0942-64-8507
	チャイルドハート上津クオーレ	久留米市上津町1483-41	20	0942-27-7477
	おひさま	久留米市善導寺町飯田204-1	10	0942-47-3688
	青木友愛園	久留米市城島町上青木293番地1	10	0942-55-6668
	放課後 寺子屋	久留米市北野町今山370番地の3 1F	20	0942-23-1680
	放課後等デイサービス greenbottlehouse	久留米市津福今町273-3	10	0942-48-1833
	greenbottlehouse 御井	久留米市御井町2447番地7	10	0942-65-4900
	かぶとむしクラブ さうすみのう	久留米市高良内3798-1	20	0942-48-1529
	放課後等デイサービス ウィズ	久留米市荒木町荒木1960番地5	10	0942-48-0781
	ダブルピース ワークアウト	久留米市野中町140番地15	10	0942-80-2676
	児童発達支援・放課後等デイサービスMORE～モア～諏訪野校	久留米市諏訪野町2705-2 小財第二ビル103号室	10	0942-35-8888
	児童発達支援・放課後等デイサービスMORE～モア～山川校	久留米市山川追分2-6-51 グランクリュ山川1階	10	0942-48-0744
	児童発達支援・放課後等デイサービス	久留米市津福本町1599番地26	10	0942-27-5723

	スMORE～モア～津福校			
	こども発達応援センター プラムチャイルド	久留米市田主丸町菅原2276番地1	10	080-5286-9953
	重心型デイサービスリブライフみなみ	久留米市国分町1845番地3 エスパシオ南町1階	5	0942-65-3609
	LikePot久留米中央	久留米市櫛原町47番地16	10	0942-40-4545
	さわやか愛の家 くるめ館	久留米市青峰1丁目14番6号	5	0942-70-9008
	cocot	久留米市御井旗崎4丁目2番14号	10	0942-45-3008
	unico久留米	久留米市諏訪野町1番22 ワカナセントラルプレイス1階	10	0942-35-8823
	キッズアカデミーライズ	久留米市城島町城島187-17	20	0942-27-6657
	療育ケアMARINE RAINBOW 久留米高校前	久留米市津福本町133番地8	10	0942-80-4082
	チカララ	久留米市梅満町32番地4 2階	10	080-7233-4520
	こどもデイサービスにこらぼ	久留米市東合川7丁目8番1号	10	0942-65-5927
	ららかなまる	久留米市津福本町517番地4	40	0942-27-7033
	キッズデイサービス あいむ	久留米市津福今町459番地10	5	0942-25-8875
	療育ステーション Colorful	久留米市三瀬町玉満2385番地3	10	0942-27-8127
	放課後等デイサービス MFY!	久留米市六ツ門町3番地11 くるめりあ六ツ門2階	10	0942-80-4979
	mimico久留米	久留米市中央町37-15	10	0942-65-6023
	ハイジア放課後等デイサービス	久留米市三瀬町玉満2312番地1	10	0942-80-4300
	ライブステーション nero	久留米市荘島町8-24	15	0942-64-8064
	こどもデイサービスひびキッズ・スマイル	久留米市津福本町717番地3	10	0942-48-9324
	児童サポートセンターきっぷ	久留米市小頭町6-20	10	0942-80-5205
	療育ケアMARINE RAINBOW 本山	久留米市本山1丁目8番30号	10	0942-80-0736
	コーディキッズ久留米	久留米市瀬下1-6	10	080-8011-8655
	ピノ	久留米市国分町1974-2	10	090-6423-3580
	こどもデイサービス ひびキッズ・ファンファン	久留米市荒木町白口2500番地2	20	0942-27-9770
	放課後等デイサービス flat	久留米市北野町陣屋299	10	0942-48-8236
	療育ケアMARINE RAINBOW 諏訪野町	久留米市諏訪野町2562番地4	10	0942-80-4432
	あるく	久留米市御井朝妻1丁目11番11号	10	090-8396-9462
	かぶとむしクラブステップみのう	久留米市青峰2丁目18-24	10	0942-48-3422
	アップルきつず久留米	久留米市城南町13-13	5	0942-27-8617
	クオリティ・オブ・ライフ久留米支援教室	久留米市城南町8番地24 ステーションビル111階	10	0942-34-7727
	たのしまる学舎	久留米市田主丸町豊城30番地2	10	0943-72-5340
	かぶとむしクラブkalmia	久留米市梅満町995-2	10	0943-73-7030
	エフコープういずあつる田主丸校	久留米市田主丸町野田1613番1	10	0943-76-9871
	放課後等デイサービスMORE～モア～2nd	久留米市諏訪野町2705-2 小財第二ビル203	10	0942-65-5020
	Lino Keiki	久留米市安武町住吉1161-8	10	080-2750-2638
	放課後等デイサービス Datte	久留米市国分町1017-1	10	090-4980-3044
	療育支援エフ	久留米市国分町2019-13	10	0942-64-9130
			946	

サービス種別	施設名	所在地	定員	電話
基準該当 放課後等デイサービス	あかりデイサービス	久留米市大善寺町宮本342番地23	40	0942-27-8238
			40	

サービス種別	施設名	所在地	定員	電話
保育所等訪問 支援	コアラ園	久留米市田主丸町中尾1274番地2		0943-73-2978
	ひばり園	久留米市上津町字向野2228番地の1043		0942-21-1932
	SOALA 久留米校	久留米市篠山町176-1		0942-91-1600
	保育所等訪問支援事業所 かいじゅの森	久留米市高良内町2935番地 福岡県立久留米聴覚特別支援学校		0942-45-2011

保育所等訪問支援 かぶとむしクラブさうすみのう	久留米市高良内町3798-1		0942-48-1529
重心型デイサービスリブライフみなみ	久留米市国分町1845番地3 エスパシオ南町1階		0942-65-3609
保育所等訪問支援事業所Colorful	久留米市三潅町玉満2385番地3 2階		0942-27-8127
スウィングキッズ	久留米市安武町武島191-7		0942-55-1823
多機能型障害児施設ころころ	久留米市藤光町183-1		0942-65-3880
保育所等訪問支援MARINE HOP	久留米市津福本町133-8		0942-80-4082
保育所等訪問支援グリボ	久留米市津福今町273-3		0942-48-1833
ららかなまる	久留米市津福本町517番地4		0942-27-7033
保育所等訪問支援事業 M F Y !	久留米市六ツ門町3番地11 くるめりあ2階		0942-80-4979
みらいキッズ久留米	久留米市諏訪野町1903番地21		0942-46-7123
アオノゾウ	久留米市小森野3丁目19-16 フェリーチェ小森野101		050-3644-2053

Ⅱ．高齢者福祉

現在わが国は、国民の４人に１人が65歳以上という超高齢社会を迎えており、本市においても、高齢化率は令和８年４月１日現在で28.5%に達している。また、地域社会とのつながりの希薄化による支え合い機能の低下、高齢者の価値観の変化等により、福祉や介護ニーズが増加、複雑化している。団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者となった令和７年を経て、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、ますます高齢者のみの世帯や介護ニーズの高い高齢者、認知症の人が増加することが想定される。

そのときの本市の姿を見据え策定した「第９期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」（実施期間令和６年度～令和８年度）に基づき、「高齢者が住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けられるまち」の実現を目指し、さまざまな事業を展開している。

特に、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組むとともに、高齢者をはじめとする誰もが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指している。

１．高齢者の状況

(単位：人・%)

	総人口	65歳 ～ 69歳	70歳 ～ 74歳	75歳 ～ 79歳	80歳 ～ 84歳	85歳 ～ 89歳	90歳 ～ 94歳	95歳 ～	小計	構 成 比	
										65歳 以上	75歳 以上
R4	302,122	18,998	22,864	14,809	12,658	8,906	4,313	1,571	84,119	27.8	14.0
R5	301,612	18,353	22,079	15,939	12,711	9,076	4,460	1,574	84,192	27.9	14.5
R6	300,516	18,043	20,801	17,413	13,107	8,910	4,627	1,616	84,517	28.1	15.2
R7	299,539	17,642	19,713	18,701	13,103	8,934	4,857	1,702	84,652	28.3	15.8
R8	298,228	17,399	18,865	20,464	12,223	9,121	5,030	1,760	84,862	28.5	16.3

(住民基本台帳月報)

(各年度４月１日現在)

２．いこいの家運営事業

事業名 いこいの家運営事業（担当課 長寿支援課）

事業開始年度	昭和 47 年度		
8 年度予算	29,768千円	前年度決算	27,986千円
補 助 率	—	根拠法令等	—

目 的 高齢者をはじめとした、多世代交流の場として地域の実情に応じて、有効に活用する。

事業内容 老朽化に伴う修繕や備品等の整備を計画的に行う。なお、各校区・町老人クラブ連合会に貸し付け、補助金を交付している。

令和 8 年 4 月 1 日現在

校区名	開所年	建設方法	建設費（千円） （複合の総額）	建設延面積（㎡） （複合の総面積）	所在地	電話番号
南	昭和 51	単独	8,349	135.80	南 2 丁目 10-3	0942-21-0485
善導寺	昭和 53	単独	16,375	154.85	善導寺町飯田 1573-7	0942-47-0849
荒木	昭和 53	単独	14,107	156.09	荒木町荒木 1312-14	0942-27-0197
上津	昭和 54	単独	39,535	311.50	上津町 1998-1	0942-21-0456
津福	昭和 54	複合	16,000 (59,122)	55.07 (511.16)	津福今町 472-31	0942-35-0752
篠山	昭和 54	単独	14,225	136.90	旭町 1-2	0942-34-1708
草野	昭和 54	複合	16,000 (62,800)	71.44 (550.34)	草野町矢作 506-1	0942-47-0002
御井	(昭和 54) 平成 23	複合	51,520 (161,648)	220.00 (690.26)	御井町 1600-4	0942-44-0516
東国分	(昭和 55) 平成 29	複合	54,396 (202,068)	220.00 (817.24)	国分町 462-9	0942-22-0507
山川	昭和 55	複合	10,426 (71,760)	89.90 (660.23)	山川追分 2 丁目 10-16	0942-44-0465
山本	昭和 55	複合	7,087 (67,905)	74.14 (560.33)	山本町耳納 79-2	0942-43-8531
長門石	昭和 56	複合	18,480 (57,250)	144.54 (486.41)	長門石 1 丁目 1-47	0942-38-8858
宮ノ陣	平成 31	複合	51,852 (204,423)	220.00 (671.00)	宮ノ陣町大杜 475-1	0942-33-2659
小森野	昭和 56	複合	18,480 (133,900)	111.66 (961.00)	小森野 6 丁目 3-46	0942-33-2205
大橋	(昭和 56) 平成 6	複合	33,219 (109,945)	159.97 (529.48)	大橋町合衆 314-1	0942-47-1916
青峰	昭和 57	複合	14,039 (145,000)	98.25 (1,264.77)	青峰 2 丁目 25-12	0942-44-0859
西国分	昭和 57	複合	20,580 (89,250)	157.27 (682.06)	諏訪野町 1562-1	0942-33-4529
京町	(昭和 58) 令和 3	複合	59,191 (174,405)	190.00 (626.50)	大石町 272-5	0942-35-0171
安武	昭和 59	単独	17,656	159.94	安武町武島 777-1	0942-27-1187
合川	昭和 60	複合	23,735 (104,465)	163.44 (719.36)	合川町 354-1	0942-43-4506
金丸	昭和 61	単独	20,173	158.99	西町 1380-2	0942-32-0643
鳥飼	昭和 62	単独	19,850	162.30	梅満町 626-3	0942-35-0855
南薫	昭和 63	複合	22,075 (106,608)	160.00 (773.22)	通外町 58	0942-32-8163
荘島	昭和 63	複合	22,603 (73,500)	161.19 (524.16)	荘島町 376-1	0942-33-4530
大善寺	平成 10	複合	39,781 (132,510)	190.90 (635.89)	大善寺町宮本 1443-2	0942-27-1216
高良内	平成 12	単独	191,959	292.64	高良内町 592-1	0942-41-8151
日吉	平成 20	複合	33,719 (362,473)	175.63 (776.05)	日吉町 83	0942-33-4531
北野	昭和 48	単独	15,900	298.49	北野町大城 336-9	0942-78-3288

※複合は校区コミュニティセンターとの複合施設

※開所年の（ ）内は、当初施設の開所年

3. 三潞総合福祉センター管理運営事業

事業名 三潞総合福祉センター管理運営事業 (担当課 長寿支援課)

事業開始年度	平成6年度		
8年度予算	49,726千円	前年度決算	48,671千円
補助率	—	根拠法令等	久留米市三潞総合福祉センター条例

目的 市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的として設置し、有効に活用する。

事業内容 浴室、集会室、研修室、教養娯楽室、将棋室、食堂などを設置し、市民の教養向上やレクリエーション等を行っている。なお、指定管理者として久留米市社会福祉協議会が管理運営を行っている。

- ・入館料：大人210円 子供100円 回数券：2,100円(11回分)
- ・5年度入館者総数 29,292人
- ・6年度入館者総数 34,482人
- ・7年度入館者総数 29,992人

概要 所在地 久留米市三潞町玉満1790番地
 構造 鉄筋コンクリート平屋建
 延床面積 2,051.87㎡
 敷地面積 5,216㎡

4. 田主丸老人福祉センター管理運営事業

事業名 田主丸老人福祉センター管理運営事業 (担当課 長寿支援課)

事業開始年度	昭和56年度		
8年度予算	56,420千円	前年度決算	51,365千円
補助率	—	根拠法令等	久留米市田主丸老人福祉センター条例

目的 高齢者の教養向上、レクリエーションの場の提供を通じ、地域の高齢者の健康増進・福祉の向上を図ることを目的に設置し、有効に活用する。

事業内容 浴室、集会室、図書室、教養娯楽室、ゲートボール場、グラウンド・ゴルフ場などを設置し、高齢者の教養向上（生きがいづくり教室）やレクリエーション等を行っている。なお、指定管理者として久留米市社会福祉協議会が管理運営を行っている。

- ・入館料：市内居住者 無料 市外居住者 200円
- ・ヘルストロン使用料：市内居住者 100円 市外居住者 200円
- ・5年度入館者総数 18,529人
- ・6年度入館者総数 19,170人
- ・7年度入館者総数 19,926人

概要 所在地 久留米市田主丸町田主丸749番地1
 構造 鉄筋コンクリート平屋建
 延床面積 951.29㎡
 敷地面積 12,654.2㎡

5. 老人農園

事業名 老人農園 (担当課 長寿支援課)

事業開始年度	昭和 49 年度		
8 年度予算	—	前年度決算	0千円
補 助 率	—	根拠法令等	—

目 的 高齢者が老人農園を利用することで、土に親しみ、収穫時の喜びを感じるとともに、生きがいきり、健康づくりに資する。

事業内容 国有地、市有地及び市が無償で貸借している私有地を、耕作を目的に高齢者の団体に無償で貸与している。

令和 8 年 1 月 1 日現在

名 称	所 在 地		面積 (㎡)	利用者数
西 国 分 老 人 農 園	野中町 1349-1, 1350	私有地	1,516	11
東 国 分 老 人 農 園	野中町 1351-1	私有地	439	7
	国分町 866 中隈山市住跡	市有地	200	5
青 峰 老 人 農 園	高良内町 3919-27, -38, 3955-1	市有地	2,500	15
上 津 老 人 農 園	上津町 1998-1	市有地	600	6
小 森 野 老 人 農 園	小森野 5 丁目 1963 番地先	国有地	2,612.67	4
合 計	6 か所		7,867.67	48

6. 敬老お祝い事業（旧敬老祝金事業）

事業名 敬老お祝い事業 （担当課 長寿支援課）

事業開始年度	令和5年度（昭和49年度）		
8年度予算	1,823千円	前年度決算	1,569千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 多年に亘って、社会に貢献してきた高齢者の長寿を祝い、福祉の増進を図る。

事業内容 敬老の日前後に、100歳の方に対して、お祝い状・記念品を贈呈する。

令和5年度から敬老お祝い事業として実施（令和4年度末で「久留米市敬老祝金条例」を廃止し、敬老祝金事業は廃止）

【令和7年度実績】

対象者 122名

敬老祝金 なし

敬老記念品 122名 1,220千円

記念品内容 地場産品カタログギフト

【令和4年度までの事業内容】

事業内容 敬老の日前後に、支給対象者に対して、市職員が自宅まで祝い金・お祝い状・記念品を届ける。
（平成30年度より対象年齢、祝金額、配付方法、支給基準日を見直し）

100歳	100,000 円
110歳	200,000 円

支給状況 (令和4年度実績)

年 齢	祝金額	支給者数	支給額
100 歳	100,000 円	101 人	10,100,000 円
110 歳	200,000 円	0 人	0 円
計	—	101 人	10,100,000 円

支給額の推移 (単位：千円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
支給額	6,900	9,700	12,100	10,700	10,100

7. 社会福祉施設運営費助成事業

事業名 社会福祉施設運営費助成事業 (担当課 長寿支援課)

事業開始年度	平成4年度		
8年度予算	6,320千円	前年度決算	6,510千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 高齢者福祉サービス基盤の充実を図るため、社会福祉施設の整備・安定運営を図ることを目的として以下の事業を実施する。

事業内容 社会福祉法人長生園への運営費及び整備費助成

○法人の経常経費や嘱託職員人件費等の運営費

○特別養護老人ホームの増床等による借入金償還金（令和2年度で終了）

事業実績 (単位：千円)

年度	運営費助成	組合負担金	整備費助成	合計
R3	6,147	0	0	6,147
R4	6,144	0	0	6,144
R5	6,213	0	0	6,213
R6	6,247	0	0	6,247
R7	6,510	0	0	6,510

8. 軽費老人ホーム運営費助成事業

事業名 軽費老人ホーム運営費助成事業 (担当課 長寿支援課)

事業開始年度	平成20年度（中核市に伴う移譲事務）		
8年度予算	264,072千円	前年度決算	252,600千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者を、低額な料金で入所させ、日常生活に必要な便宜を供与し、もって高齢者が、健康で明るい生活を送れるようにすることを目的とした軽費老人ホームの安定運営を図る。

事業内容 目的達成のため、軽費老人ホームの経常経費や人件費等の運営費の一部を助成する。

対象施設

法人名	事業所名	所在地	電話番号	定員	備考
社会福祉法人久英会	軽費老人ホーム ゆのそ苑	藤山町 1651	0942-22-3030	50	
社会福祉法人長生園	ケアハウス あざれあ苑	荒木町下荒木 1257-1	0942-26-1212	30	
社会福祉法人城島福祉会	ケアハウス ふれあい荘	城島町上青木 165	0942-62-5115	30	特定施設の指定あり
社会福祉法人東合川福祉会	ケアハウス 光寿苑	宮ノ陣町大杜 467-1	0942-30-8888	30	特定施設の指定あり
社会福祉法人はげの実会	ケアハウス はげの樹	山本町豊田 2061-1	0942-41-0008	50	
社会福祉法人養福会	ケアハウス 上津	上津町 1867-1	0942-22-2121	50	
社会福祉法人平和の聖母	ケアハウス メゾンマリア	津福本町 276-2	0942-35-8700	50	
医療法人八十八会	ケアハウス コスモス21	国分町 1163-1	0942-21-2577	30	

9. 老人クラブ助成事業

事業名 老人クラブ助成事業 (担当課 長寿支援課)

事業開始年度	昭和 33 年度		
8 年度予算	34,432千円	前年度決算	32,865千円
補 助 率	国1/3 (一部事業に県3/4)	根拠法令等	老人福祉法

目 的 スポーツを通じた「健康づくり」をはじめ、趣味活動等の「生きがいづくり」、更には、地域での見守りや清掃等の「友愛・奉仕活動」に必要な経費の一部を助成することで、高齢者の社会参加活動を促進する。

事業内容 市老人クラブ連合会及び各単位老人クラブに対して、その活動に必要な経費の一部を助成する。

種類 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
ク ラ ブ 数	276	268	253	242	232
会 員 数 (人)	16,777	16,109	14,724	13,618	12,797
加 入 率 (%)	16.54	15.82	14.46	13.35	12.51
助 成 金 額 (千円)	35,704	35,278	34,069	33,019	32,865

* 加入率は、60歳以上の人口に占める会員数の割合

(各年度 4 月 1 日現在)

* 助成金額は、各年度決算額

10. 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定事業

事業名 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定事業 （担当課 長寿支援課・介護保険課）

事業開始年度	平成6年度		
8年度予算	2,637千円	前年度決算	3,468千円
補助率	—	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法

目 的 老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、久留米市における高齢者に関する福祉施策や介護保険事業を円滑に実施するための総合的な計画である高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定するとともに、関係分野・団体等の関係者により構成される協議会を設置し同計画の進捗状況を管理していくことにより、高齢者福祉行政の推進を図ることを目的とする。

事業内容 第9期計画進捗状況や前年度に実施した各種調査結果から見えた課題を基に、国、県の動向などを踏まえ、第10期計画の策定を行う。

事業実績 令和5年度は、令和4年度に行った各種調査の結果等を基に令和6年度から実施する第9期計画を策定した。令和6年度には、令和5年度までの第8期計画の実績確認を行った。令和7年度は、第9期計画の進捗状況を把握し、課題や今後の取り組みを整理した。また、第10期計画策定の基礎資料とすることを目的として、高齢者の生活実態や介護サービス事業所の運営状況などを把握するために、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」、「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」、「介護サービス事業所調査」、「利用者インタビューによる各団体からの聞き取り調査」を実施した。

11. 高齢者福祉電話設置事業

事業名 高齢者福祉電話設置事業 （担当課 長寿支援課）

事業開始年度	昭和 50 年度		
8 年度予算	—	前年度決算	—
補 助 率	—	根拠法令等	市規程

目 的 一人暮らしの高齢者に電話器を貸与することで、社会からの隔絶感を和らげ、加えて家族等からの通信手段を確保することで安否確認・事故防止に寄与する。

事業内容 福祉電話器を貸与し、撤去費を市が負担する。（基本料金及び通話料は自己負担）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
設置台数	3	2	1	1	0

※各年度 3 月 31 日現在。

※平成17年度で新規申請受付終了。

※平成24年度に公費負担と利用者負担の見直しを実施。

※令和 4 年度に設置台数 0 件となり、事業終了となる。

12. 高齢者住宅改造事業

事業名 高齢者住宅改造事業 （担当課 介護保険課）

事業開始年度	平成 8 年度		
8 年度予算	3, 000千円	前年度決算	1, 743千円
補 助 率	県1/2	根拠法令等	市要綱

目 的 介護を要する高齢者が居住する住宅をその高齢者が生活しやすいように改造する場合、その費用の一部を補助し、住宅環境の整備促進を図る。

事業内容 （1）対象者

介護保険の認定を受けている方で、当該年度分の市民税が非課税である世帯に属する方

（2）支給条件

以下の 4 つとも満たしていることが必要

- ・介護保険の住宅改修による給付を使い切っていること
- ・介護保険の対象工事か、対象外でも対象者の身体状況に鑑み、対象者及び介護者の負担軽減に必要な工事であること
- ・工事着工前に交付決定を受けること
- ・当該住宅について、当人かどうかにかかわらず過去の助成実績がないこと

（3）補助額

30万円を上限とする。

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数（件）	10	5	8	3	6	6
補助額（千円）	2, 517	1, 342	2, 069	836	1, 732	1, 743

13. 高齢者福祉施設等整備促進事業

事業名 高齢者福祉施設等整備促進事業 (担当課 介護保険課)

事業開始年度	平成7年度		
8年度予算	207,354千円(7年度繰越)	前年度決算	10,367千円
補助率	・国 10/10 ・国1/2 市1/4 ・県10/10 ・国4/6 市1/4	根拠法令等	医療介護総合確保推進法等

目的 久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づいた高齢者福祉の基盤整備を促進する。
事業内容 市の整備計画を推進することを主な目的として、特別養護老人ホーム等の施設やその設備の整備事業者に対して、国や県の補助金等を活用し整備費の一部を助成する。

事業実績

年度	H26	H27
内容	・小規模多機能型居宅介護施設のスプリンクラー等整備費助成：13か所 ※ 前年度繰越分含む	・小規模多機能型居宅介護施設のスプリンクラー等整備費助成：6か所 ・小規模多機能型居宅介護施設のスプリンクラー等整備費助成：6か所
事業費(千円)	28,912	17,914

年度	H28	H29
内容	・地域密着型特別養護老人ホーム整備費助成：5か所 ・認知症高齢者グループホーム整備費助成：3か所 ・高齢者福祉施設等の防犯対策強化：33か所 ※ 前年度繰越分含む	・有料老人ホームのスプリンクラー等整備費助成：1か所
事業費(千円)	17,914	916

年度	H30	R1
内容	・小規模多機能型居宅介護施設のスプリンクラー等整備費助成：4か所	・地域密着型特別養護老人ホーム整備費助成：2か所 ・認知症高齢者グループホーム整備費助成：2か所 ・公的介護施設等防災補強改修費助成：2か所 ・H30年7月豪雨に係る災害復旧費助成：4か所 ・高齢者福祉施設等の防犯対策強化：1か所 ※ 前年度繰越分含む
事業費(千円)	8,569	347,525

年度	R2	R3
内容	・公的介護施設等防災補強改修費助成：6か所 ・R2年7月豪雨に係る災害復旧費助成：7か所 ・多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修事業：2か所 ※ 前年度繰越分含む	・公的介護施設等防災補強改修等：7か所 ・高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業：1か所 ・新型コロナウイルスの感染拡大防止対策等：5か所 ・小規模多機能型居宅介護施設のスプリンクラー等整備費助成：1か所 ・介護職員の宿舎施設整備事業：1か所 ・看取り環境整備促進事業：1か所 ※ 前年度繰越分含む
事業費(千円)	45,310	138,705

年度	R4	R5
内容	・新型コロナウイルス感染拡大防止（面会室整備）：2 か所 ・認知症高齢者グループホーム整備費助成：1 か所 ※ 前年度繰越分含む	・公的介護施設等防災補強改修支援事業：2 か所 ・地域密着型特別養護老人ホーム整備費助成：1 か所 ・社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（備品等）：7 事業所 ※前年度繰越分含み、翌年度繰越分含まず
事業費（千円）	39,661	149,222

年度	R6	R7
内容	・公的介護施設等防災補強改修等：1 か所 ・社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（建物）：1 か所 ※ 前年度繰越分含む	・公的介護施設等防災補強改修等：1 か所
事業費（千円）	47,721	10,367

14. 老人保護措置費

事業名 老人保護措置費 (担当課 長寿支援課)

事業開始年度	昭和 38 年度		
8 年度予算	334, 193千円	前年度決算	280, 275千円
補助率	—	根拠法令等	老人福祉法

目的 環境上の理由及び経済的理由により、居宅養護の困難な概ね65歳以上の者を老人ホームに入所させ養護する。

事業内容 (1) 対象者

○養護老人ホーム

生活保護世帯、市民税(所得割)非課税世帯のいずれかに該当する65歳以上の者で、次のア・イのいずれか一つに該当する者。

ア 家族との同居が高齢者の心身を著しく害し、同居生活が困難な者。

イ 住む家が無い、あっても環境的に劣悪で、居住することが困難な者。

○やむを得ない事由による措置

65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者等が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護等を利用することが著しく困難と認める者。

※「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。

(2) 費用負担

本人及び扶養義務者から、前年度収入(必要経費を除いた額)や、所得税額に応じた負担金を徴収。

老人ホーム等入所措置状況

年度			R3	R4	R5	R6	R7
区分							
措置人員等	養護老人 ホーム	延人員	1, 451	1, 396	1, 371	1, 367	1, 423
		年度末 措置者数	118	108	112	119	113
	やむを得ない 事由による措置	延人員	30	36	37	39	50
		年度末 措置者数	3	3	3	5	6
	措置費（千円）		253, 765	250, 213	251, 905	254, 925	280, 275
自己負担金（千円）			56, 073	54, 100	51, 546	51, 944	59, 279

15. 老人日常生活用具給付費

事業名 老人日常生活用具給付費 (担当課 長寿支援課)

事業開始年度	昭和 56 年度		
8 年度予算	140千円	前年度決算	56千円
補 助 率	—	根拠法令等	老人福祉法、市要綱

目 的 在宅で生活をしている非課税世帯の要援護高齢者及び一人暮らしの高齢者で、心身機能の低下により防火の配慮等が必要な方に用具（電磁調理器、火災警報器、自動消火器）を支給することで、要援護高齢者等の日常生活の利便と在宅生活の継続を図る。

事業内容

○対象品目

種 目	対 象 者	性 能	限 度 額	耐用年数
電磁調理器	概ね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防災等の配慮が必要な単身高齢者で、現に自ら調理を行っていること。	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであること。	16,000円	6年
火災警報器	概ね65歳以上であって、心身の状況等により火災初期の対応が困難と認められる者	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザー等で知らせ得るものであること。	15,500円	8年
自動消火器	火災警報器に同じ	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液等を噴出し、初期火災を消火し得るものであること。	28,700円	8年

※各用具とも、利用限度額を超えた金額については、利用者の自己負担となる。

○給付実績

(単位：件)

年度 品目	R3	R4	R5	R6	R7
電磁調理器	4	9	3	4	2
火災警報器	1	2	2	1	3
自動消火器	1	0	1	2	0

16. 生活支援ハウス運営事業

事業名 生活支援ハウス運営事業 （担当課 長寿支援課）

事業開始年度	平成 16 年度		
8 年度予算	13,437千円	前年度決算	13,437千円
補 助 率	—	根拠法令等	市要綱、市要領

目 的 高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように心身の維持や自立的生活を支援する。

事業内容 （１）対象者

市内に居住する独立して生活することに不安がある概ね65歳以上の一人暮らし及び夫婦のみの世帯の高齢者。

（２）サービス内容

生活支援機能及び交流機能を備えた住居を提供する。

ア 住居の提供

イ 各種相談、助言および緊急時の対応

ウ 介護保険サービスなどを必要とする場合の利用手続きの援助等

エ 地域住民との交流を図るための各種事業、場の提供

（３）入居費用

ア 利用者負担額は、前年の収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入により算定する。

イ 光熱水費は実費とする。

（４）施設

施 設 名	所 在 地	定 員
	運営委託先	
ふじの郷	白 山 町	20 名
	社会福祉法人 ひびきの杜	

（５）事業実績

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
入居者数（人）	19	19	17	17	15

※各年度 3 月 31 日現在

17. 在日外国人高齢者給付金事業

事業名 在日外国人高齢者給付金事業 （担当課 長寿支援課）

事業開始年度	平成 15 年度		
8 年度予算	42千円	前年度決算	0千円
補 助 率	－	根拠法令等	市要綱

目 的

事業内容

日本国籍を有しない外国人等の高齢者に対し給付金を支給し、その福祉の増進を図る。

昭和57年 1 月 1 日の国民年金法の改正により、国籍要件が撤廃され、在日外国人も国民年金に加入できるようになったが、同日時点で20歳を超える在日外国人障害者並びに大正15年 4 月 1 日以前に出生した在日外国人は、制度上、障害年金や老齢年金受給の対象とならずに今日に至っているため、この制度上の理由により年金を受けることができない在日外国人等に対する救済措置として、給付金を支給する。

○支給額：月額 7,000円

支給実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
区分					
支給実績（名）	0	0	0	0	0

18. 成年後見推進事業

事業名 成年後見推進事業 （担当課 長寿支援課）

事業開始年度	平成 24 年度		
8 年度予算	19, 993千円	前年度決算	18, 601千円
補 助 率	県3/4（市民後見人分） 国1/2（中核機関機能強化分）	根拠法令等	成年後見制度利用促進法

目 的 認知症や知的・精神障害等により、判断能力や意思表示能力が不十分な人の生活や権利を守り、地域で安心して暮らせるようにするためには、成年後見制度の適切な利用が必要である。そのため、本人やその家族等に対し制度の周知・啓発を図り、制度利用を促進する。また、高齢者人口の増加に伴い、成年後見制度の必要性が高まるが見込まれる中、専門職（弁護士等）による第三者後見人等だけでは限界があるため、後見業務に関するスキルを身につけた一般市民が後見等活動を行うことができる体制を構築する。

- 事業内容 ○久留米市成年後見センターの運営
成年後見制度の利用に関する総合相談窓口、法定後見等申立てなどに関する手続き等の相談・助言、成年後見制度の普及・啓発及び、その他成年後見制度の利用促進のために必要あるいは有益な業務を実施する、久留米市成年後見センターを委託により運営する。
- 成年後見制度に関する普及・啓発
成年後見制度や市民後見人の活動に対する市民理解を広げるために、制度の概要等についての講演会などを実施する。
- 市民後見人養成と市民後見人候補者及び市民後見人の活動支援
市民後見人として活動ができるように活動に必要な基礎知識を習得する養成講座を実施する。また、市民後見人候補者を対象に、必要な知識及び技術を習得するためのフォローアップ研修等を実施するとともに、市民後見人に選任され活躍する以外の地域の権利擁護の担い手としての活躍の場について検討を行う。
- 成年後見制度に関する体制づくりの検討
成年後見制度の利用環境を整えることを目的として、専門職などの委員で構成する久留米市成年後見推進協議会を設置する。
- 後見活動を支援する体制づくり
成年後見制度を利用する方の意思決定支援・身上監護を尊重するため、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じた適切な成年後見人等について、専門職の委員等が審議し、成年後見人等候補者の推薦について受任する候補団体を決定する成年後見制度受任調整会議を令和4年1月から原則月1回開催する。
- 成年後見人等支援
選任された成年後見人等の相談支援や個別相談支援を行う。

事業実績 ○久留米市成年後見センター相談実績（平成26年10月開設）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
相談件数（件）	651	726	781	626	629

○成年後見制度講演会

年度	R3	R4	R5	R6	R7
開催箇所数（会場）	1	1	1	1	1
参加者数（人）	54	92	82	約 200	約 120

○市民後見人養成講座

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
受講者（人）	14	—	—	—	32	—	—	—	—	—	—	—	123
修了者（人）	14	—	—	—	23	—	—	—	—	—	—	—	106

※平成27～29年度及び令和元～7年度は実施なし。

○市民後見人候補者フォローアップ研修

年度	R3	R4	R5	R6	R7
参加者数（延べ）	96	98	74	61	60

○久留米市市民後見人候補者数（令和8年4月1日現在）

26人（市民後見人養成講座を修了し、久留米市市民後見人養成講座修了生名簿に登録した者）

○受任調整会議の開催（令和4年1月から開催）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
開催回数（回）	3	10	10	8	6
審議件数（件）	4	17	14	12	8

19. 生活支援ショートステイ事業

事業名 生活支援ショートステイ事業 （担当課 長寿支援課）

事業開始年度	平成 18 年度		
8 年度予算	196 千円	前年度決算	72 千円
補 助 率	—	根拠法令等	市要綱

目 的 高齢者が在宅生活を送る上において一時的に養護する必要がある場合及び心身機能の向上等を図る必要がある場合に、短期間高齢者福祉施設等に入所させ、もって当該高齢者及びその家族の福祉の向上を図る。

事業内容

（１）利用対象者

市内に居住するおおむね 65 歳以上の者で、日常生活を送る上で介護予防又は生活支援の観点から一時的に高齢者福祉施設等への入居が必要とされる者。

※次の者は対象外

- ①要支援・要介護の認定を受けている者
- ②伝染性疾患を有し、他の者に伝染させるおそれがある者
- ③医療機関で入院加療が必要な者
- ④他の者に迷惑を及ぼすおそれがある者

（２）利用対象施設

登録者の身体等の状況により、養護老人ホーム・ケアハウス又は特別養護老人ホームの 2 区分の内から決定する。

施 設 区 分	施 設 名	施 設 区 分	施 設 名
養 護 老 人 ホ ー ム	長 生 園	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	唐 孔 雀 園
ケ ア ハ ウ ス	は ぜ の 樹	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	山 翠 園
ケ ア ハ ウ ス	ケ ア ハ ウ ス 上 津	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	紅 葉 樹
ケ ア ハ ウ ス	メ ゾ ン マ リ ア	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	ひ じ り 園
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	長 生 園	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	ふ れ あ い の 園
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	光 寿 苑	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	宝 生 園

（３）費用負担【１日の利用負担額】

施設区分	世帯区分	市負担額	利用者負担額
養護老人ホーム ケアハウス	生活保護世帯	4,510 円	1,882 円
	その他の世帯	4,059 円	2,333 円
特別養護老人 ホーム	生活保護世帯	7,450 円	1,882 円
	その他の世帯	6,705 円	2,627 円

（４）利用限度

30 日間で 7 日以内

（５）利用実績

年度		R3	R4	R5	R6	R7
利用区分						
生活支援	利用者数	3	5	5	6	2
	延べ日数	18	24	34	33	10

20. 地域介護予防活動支援事業

事業名 地域介護予防活動支援事業（担当課 地域福祉課、長寿支援課）

事業開始年度	平成25年度		
8年度予算	12,787千円	前年度決算	8,982千円
負担割合	繰入金1/2、国1/4、県1/8	根拠法令等	介護保険法

目的 地域における介護予防の普及を図るとともに、高齢者の積極的な社会参加、自主的な介護予防活動の促進に取り組む。

事業内容

（1）よかよか介護ボランティア事業

65歳以上の高齢者が介護保険施設においてボランティア活動を行うことにより、社会参加、生きがいづくりおよび健康づくりを行う。

○利用料 無料

○実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
ボランティア登録者（名）	198	183	130	149	161
受入事業所（か所）	5	7	23	38	50
ポイント交換額（千円）	1	30	45	83	123

（2）おたっしや出張講座（令和2年度から地域保健課に移管）

市内の概ね65歳以上の高齢者から構成されるグループや団体に介護予防メニュー（6項目）から選択してもらい、専門講師を派遣する。1団体につき年間1回まで利用可。（平成30年度から令和2年度までは年2回）

○利用料 無料

○実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
派遣回数	50	87	94	—	—
参加者数（延）	720	1,482	1,761	—	—

※令和6年度より事業廃止

（3）にこにこステップ運動講師派遣事業

昇降台を使用した昇降運動を行い、下肢筋力やバランス能力の維持・向上を図るため、高齢者団体等へ専門講師を派遣する。

○利用料 無料

○実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
派遣団体数	36	55	63	70	85
派遣回数	186	214	254	256	272

(4) リズムで座ってストレッチ（旧ドレミ ♪で介護予防！！）

歌を歌ったり、打楽器を合奏したり、リズムに合わせて手足等を使って体操するなど音楽を通じた介護予防を行うことにより、健康増進やうつ・閉じこもり予防、認知症予防を図るため、高齢者団体へ専門講師を派遣する。

○利用料 無料

○実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7
派遣回数	—	—	12	65	68
参加者数（延）	—	—	146	878	871

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和3年度及び令和4年度は中止

21. 地域包括支援センター運営事業

(1) 事業名 地域包括支援センター運営事業（担当課 長寿支援課）

事業開始年度	平成18年度		
8年度予算	426,569千円	前年度決算	461,669千円
負担割合	繰入金23/100、国38.5/100、県19.25/100	根拠法令等	介護保険法

目 的 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

事業内容

【地域包括支援センター】

①設置数：市内11か所

名称	場所	電話番号	担当圏域
久留米中央 地域包括支援センター	HM久留米ビル	(0942) 46-8711	荘 島・日 吉・篠 山・南 薫・ 長門石
久留米中央第2 地域包括支援センター	I K E D Aビル1階	(0942) 27-6860	京 町・鳥 飼・金 丸
久留米中央第3 地域包括支援センター	えーるピア久留米敷地内	(0942) 27-6886	西国分・東国分
久留米東 地域包括支援センター	久留米市東部地域高齢者 ケアステーション1階	(0942) 41-5522	山 川・山 本・草 野・善導寺・ 大 橋
久留米東第2 地域包括支援センター	田主丸総合支所1階	(0943) 72-8055	船 越・水 分・柴 刈・川 会・ 竹 野・水 縄・田主丸
久留米西 地域包括支援センター	三潴総合支所2階	(0942) 51-6100	城 島（下田・浮島を含む）・ 青 木・江 上・犬 塚・三 潴・ 西牟田
久留米西第2 地域包括支援センター	市営大善寺団地No.8棟1階	(0942) 27-8569	荒 木・安 武・大善寺
久留米南 地域包括支援センター	南部保健センター	(0942) 51-2332	上 津・高良内（青峰を含む）
久留米南第2 地域包括支援センター	教育センター1階	(0942) 36-5311	南 ・津 福
久留米北 地域包括支援センター	コスモすまいる北野 （久留米市北野複合施設内）	(0942) 23-1055	北 野・弓 削・大 城・金 島・ 小森野・宮ノ陣
久留米北第2 地域包括支援センター	地場産くるめ2階	(0942) 65-5156	御 井・合 川

②実施：運営を一般社団法人くるめ地域支援センターに委託

③業務

ア. 総合相談・支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげるなどの支援を行う。具体的な業務は、総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握など。

イ. 権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。具体的な業務は、高齢者虐待の防止および対応、消費者被害の防止および対応、判断能力を欠く状況にある人への支援など。

ウ. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践するための地域の基盤を整えとともに、個々の介護支援専門員へのサポートを行う。

エ. 介護予防ケアマネジメント業務（第一号介護予防支援事業）

介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象の基準に該当した者に対して、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、適切なサービスが包括かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

オ. 本市が推進する重層的支援体制整備事業に協力するとともに、相談支援の手法の検討や他の相談支援機関等との連携強化を図り、複合化・複雑化した個別課題の解決を図る。

④職員配置

（令和8年7月1日現在）

センター名	保健師等	社会福祉士	主任介護支援専門員	ケアプラン専従者	理学療法士	合計
中央	2	4	2	1	0	9
中央第2	2	3	1	1	0	7
中央第3	2	2	1	0	0	5
東	2	3	1	1	0	7
東第2	2	3	1	1	0	7
西	3	3	1	0	0	7
西第2	3	2	1	0	0	6
南	3	2	1	0	0	6
南第2	3	2	2	0	0	7
北	2	2	1	1	0	6
北第2	2	2	1	0	0	5
合計	26	28	13	5	0	72

⑤事業実績

事業	総合相談					連携業務				
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
実件数	5,730	6,759	7,541	7,508	7,464	806	1,275	1,371	1,528	1,441

事業	申請代行					介護予防支援業務				
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R3	R4	R5	R6	R7
実件数	777	613	515	—	—	32,335	32,891	33,254	35,436	37,648

※ 申請代行については、R3年度から集計を行っていない。

【地域包括支援センター運営協議会】

地域包括支援センターの運営について、適切、公正、かつ中立的な運営が確保されているかどうかの評価をしていく場として設置する。（介護保険法施行規則第140条の66第2項ロ）

（２）事業名 高齢者虐待対応 （担当課 長寿支援課）

事業開始年度	平成18年度		
８年度予算	1,007千円	前年度決算	761千円
負担割合	繰入金23/100、国38.5/100、県19.25/100	根拠法令等	老人福祉法、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

事業内容 ①高齢者本人やその家族、養介護施設従事者等からの相談対応
②啓発事業（高齢者虐待防止に関する講演会など）の実施

事業実績 ①養護者による虐待対応件数

年度	R3	R4	R5	R6	R7
通報件数（件）	58	86	66	47	61
認定件数（件）	39	48	42	24	35

②養介護施設従事者等による虐待対応件数

年度	R3	R4	R5	R6	R7
通報件数（件）	13	7	9	12	28
認定件数（件）	5	2	0	2	2

③養介護施設従事者等を対象とする高齢者虐待防止研修

年度	R3	R4	R5	R6	R7
参加者（人）	413	283	817	858	949

※令和３年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため動画配信にて実施。

※令和４、５年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン研修及び動画配信にて実施。（令和５年度：Zoom 127名、YouTube 690名）

④市民向け虐待防止に関する啓発講座

年度	R3	R4	R5	R6	R7
参加者（人）	0	69	52	37	30

※令和４年度は、市内３か所で実施。

※令和３年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

22. 老人福祉施設一覧

令和8年4月1日現在

認可年	種別	設置主体	施設名称	所在地	定員	電話番号
昭和 35	養護老人ホーム	社会福祉法人	長生園	久留米市三潯町早津崎 407	125	0942-64-2458
昭和 54	軽費老人ホーム	社会福祉法人	ゆのそ苑	久留米市藤山町 1651	50	0942-22-3030
平成 6	ケアハウス	社会福祉法人	あざれあ苑	久留米市荒木町下荒木 1257-1	30	0942-26-1212
平成 6	ケアハウス	社会福祉法人	ふれあい荘	久留米市城島町上青木 165 番地	30	0942-62-5115
平成 8	ケアハウス	社会福祉法人	光寿苑	久留米市宮ノ陣町大杜 467 番地 1	30	0942-30-8888
平成 11	ケアハウス	社会福祉法人	はぜの樹	久留米市山本町豊田 2061-1	50	0942-41-0008
平成 13	ケアハウス	社会福祉法人	ケアハウス上津	久留米市上津町 1867-1	50	0942-22-2121
平成 14	ケアハウス	社会福祉法人	メゾンマリア	久留米市津福本町 276-2	50	0942-35-8700
平成 20	ケアハウス	医療法人	コスモス 21	久留米市国分町 1163-1	30	0942-21-2577
昭和 52	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	唐孔雀園	久留米市青峰 3 丁目 12 番 1 号	80	0942-43-5614
昭和 55	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	ひじり園	久留米市田主丸町石垣 1291 番地 6	80	0943-73-3050
昭和 56	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	宝生園	久留米市北野町鳥巢 36 番地 1 号	50	0942-78-3000
昭和 57	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	山翠園	久留米市山本町耳納 2005 番地	50	0942-47-4768
昭和 63	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	長生園	久留米市荒木町下荒木 1250 番地 2	80	0942-64-4002
平成 6	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	ふれあいの園	久留米市城島町上青木 165 番地	50	0942-62-5115
平成 8	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	光寿苑	久留米市宮ノ陣町大杜 467 番地 1	50	0942-30-8888
平成 16	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	紅葉樹	久留米市山本町豊田 1567 番地 1	80	0942-41-4666
平成 17	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	みづま敬和苑	久留米市三潯町西牟田 6128 番地 1	40	0942-51-6666
平成 18	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	桜花台園	久留米市高良内町 3919 番地 7	20	0942-43-3338
平成 20	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	マ・メゾン湯乃坂	久留米市野中町 1198 番地 1	20	0942-35-1800
平成 21	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	共生の里津福	久留米市荒木町白口 552 番地 3	20	0942-51-9020
平成 23	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	第 2 ひじり園	久留米市善導寺町飯田 1393 番地 11	29	0942-47-3800
平成 23	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	銀の庵	久留米市北野町十郎丸 1529 番地 2	22	0942-78-2145
平成 23	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	光の杜	久留米市宮ノ陣町大杜 460 番地 1	29	0942-30-8888
平成 25	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	なごみの森	久留米市城島町大依 315 番地 1	29	0942-62-1475
平成 25	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	陽だまりの樹	久留米市山本町豊田 2352 番地 1	29	0942-44-5070
平成 25	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	すみれ	久留米市津福本町 1300 番地 1	29	0942-27-6071
平成 25	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	共生の里荒木	久留米市荒木町白口 1515 番地	29	0942-51-3600
平成 25	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	若久 サテライトビレッジ	久留米市荒木町荒木 1984 番地 1	29	0942-26-5500
平成 26	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	宝生園さくら	久留米市北野町鳥巢 36 番地 1 号	20	0942-78-3000
平成 28	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	第 2 なごみの森	久留米市城島町大依 306 番地	29	0942-62-1481
平成 28	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	第二みづま敬和苑	久留米市三潯町西牟田 6128 番地 1	29	0942-51-6665
平成 29	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	かみつ	久留米市上津町新井手 1870 番地 1	29	0942-65-5666
平成 29	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	やまかわ	久留米市山川安居野 1 丁目 6 番 21 号	29	0942-41-0888
平成 29	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	わかくさ	久留米市天神町 134 番地 1	29	0942-38-2606
令和 2	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	第三みづま敬和苑	久留米市三潯町西牟田 6145 番地 2	29	0942-51-6663
令和 2	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	久留米昌普久苑	久留米市上津町 1890 番地 1	29	0942-22-2660
令和 5	特別養護老人ホーム	社会福祉法人	コスモス	久留米市国分町 1214 番 6	29	0942-21-5700